職員の給与等に関する報告及び勧告

令和元年9月

神戸市人事委員会



神戸市会議長 安 達 和 彦 様

神戸市長久元喜造様

神戸市人事委員会

委員長 芝 原 貴 文

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、職員の人事管理について別紙第3のとおり報告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置を執られるよう要望します。

目 次

万	川祇ヲ	B I	職員の給与に関する報告	_
	1	報告	·の概要 ···································	頁 1
	2	本市	職員と民間企業の従業員の給与比較	2
	3	結び	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10
	(参	\$考)	人事院勧告の概要(給与勧告の骨子)	12
另	削紙第	第2	勧 告 ·····	14
另	削紙第	第3	職員の人事管理に関する報告	
	1	組織	通土の改革	15
	2	人材	の確保及び育成	15
	3	働き	方改革と勤務環境の整備	18
	4	高齢	期雇用	20
	5	結び	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	21
	(参	\$考)	人事院報告の概要(公務員人事管理に関する報告の骨子)	22
参	き考	資 料		
	参考	音 資料	·目次 ······	25
	第1	音	市職員給与等の実態	26
	第2	2 部	民間給与等の実態	49
	第3	部	労働経済指標	64
	(参	\$考)	給与報告・勧告の手順	66

職員の給与に関する報告

1 報告の概要

給与報告・勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられており、本市職員の給与を社会一般の情勢に適応させる機能を有している。この制度は、人材の確保や労使関係の安定、そして円滑な行政運営維持の基盤となっている。

近年の勧告では、平成26年度以降、景気回復の影響が市内の民間企業にも及び、多くの企業において賃金引上げの動きがみられたことから、同年度以降、月例給、特別給とも5年連続の引上げとなった。

本年度の民間給与実態調査は、例年と同様の方法により、民間の本年 4月分の給与及び昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別 給を詳細に調査した。

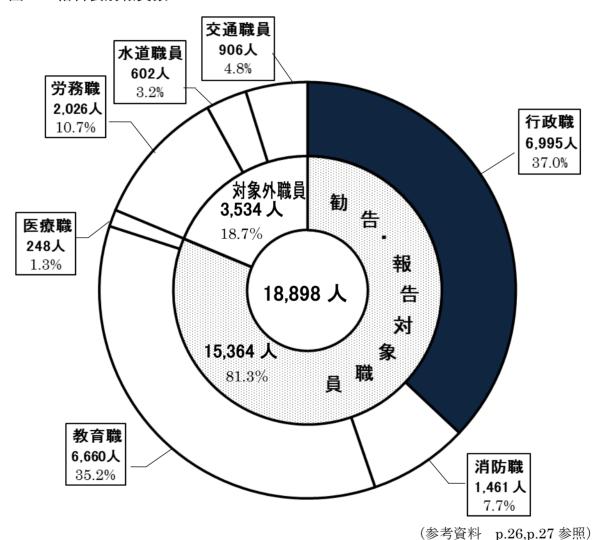
この結果をもとに、本市職員の給与と民間企業の給与を比較したところ、月例給については、職員の給与が民間の給与を 240 円 (0.06%) 下回っており、その較差解消のため、引上げを勧告することとした。また特別給についても、本市職員の特別給の年間支給月数が民間事業所の支給月数を下回っているため、0.05 月分の引上げを勧告することとした。

2 本市職員と民間企業の従業員の給与比較

(1) 職員の給与の状況

本委員会は、本年4月現在における本市職員の給与等について把握するため、職員給与実態調査を実施した。勧告対象職員は、一般職の職員のうち行政職、消防職、教育職、医療職(計15,364人)である。

図1 給料表別職員数



勧告対象外職員について

労務職,水道職員及び交通職員については,団体協約締結権を有しているため,労働基本権制約の代償措置である給与勧告の対象外となっている。

また,行政職職員から平成31年4月の新規採用者等を除いた較差比較対象職員は,6,718人で,給与の状況は第1表に示すとおりである。

第1表 職員の給与等の状況 (較差比較対象職員)

	項目	令和元年度	(参考)平成30年度
平	給料	327,340円	327,601円
均	扶 養 手 当	8,930円	8,911円
給	地域手当	41,599円	41,627円
与	管理職手当	10,307円	10,191円
月	住居手当等	5,390円	5,776円
額	合 計	393, 566円	394,106円

⁽注) 住居手当等とは、住居手当と単身赴任手当の合計額である。

(参考:行政職職員の状況)

	項目	令和元年度	(参考)平成30年度			
	職員数	6,995人	7,083人			
	平 均 年 齢	41.1歳	41.0歳			
	平均勤続年数	17.7年	17.6年			
	平均扶養親族数 0.78人		0.78人			
	男女別構成比	男性 5 7. 6% 女性 4 2. 4%	男性 5 7. 6% 女性 4 2. 4%			
学	大学卒	72.7%	71.7%			
歴	短 大 卒	8. 2%	8.8%			
別構	高 校 卒	18.7%	19.1%			
成	中学卒	0.4%	0.4%			

(2) 民間事業所の給与の状況

本委員会は,本市職員と神戸市内の民間企業の従業員の給与水準を比較するため,人事院等と共同で「2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査は,正規の従業員数が企業全体で50人以上,かつ,支店等の事業所単位で50人以上である民間の事業所を調査対象事業所として,全国統一の内容,方法で行ったものである。(参考資料p.49参照)

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の 割合は、第2表に示すとおり、昨年度に比べて大学卒、高校卒ともに減 少しており、初任給を据え置いた事業所の割合が最も大きくなっている。

第2表 民間における初任給改定の状況

(単位:%)

	増額	据置き	減額
大学卒	41. 1 (44. 6)	56. 7 (55. 1)	2.2 (0.3)
高校卒	41.3 (43.3)	58. 7 (56. 7)	0.0 (0.0)

⁽注) 1 増額、据置き、減額は、採用ありと答えた事業所を100としたときの割合である。

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所は、第3表に示すとおり、昨年度に比べて減少し、ベースアップを中止した事業所は、昨年度に比べて増加している。

第3表 民間におけるベース改定の実施状況

(単位:%)

	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ヘ゛ースタ゛ウン	ベア慣行なし
係 員	32.3 (36.3)	16.0 (14.7)	0.5 (0.0)	51.2 (49.0)
課長級	26.6 (28.2)	18.2 (14.8)	0.6 (0.0)	54.6 (57.0)

(注)())内は、昨年度の数値である。

^{2 ()} 内は、昨年度の数値である。

次に、定期昇給を実施した事業所は、第4表に示すとおり、昨年度に 比べて増加している。また、昇給額については、昨年度と比べて増額し た事業所、減額した事業所ともに増加している。

第4表 民間における定期昇給の状況

(単位:%)

定昇制度あり					定昇		
		定昇					制度
		実施	増額	減額	変化なし	停止	なし
tr. 🖽	91.6	90.9	29.9	6. 9	54. 1	0.7	8. 4
係員	(88.6)	(85.5)	(28.0)	(0.5)	(57.0)	(3.1)	(11.4)
無巨勿	88. 1	87. 3	27.0	5.8	54. 5	0.8	11.9
課長級	(78.8)	(77.1)	(23.6)	(0.5)	(53.0)	(1.7)	(21.2)

⁽注) 1 定期昇給の有無が不明,定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

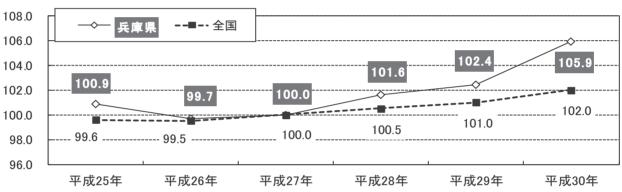
^{2 ()} 内は, 昨年度の数値である。

(3) 賃金・雇用情勢等

ア 民間賃金指標の動向

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省・兵庫県)によると、図2に示すとおり、所定内給与の指数(平成27年暦年平均=100)は、平成30年平均は全国で102.0と昨年より1.0ポイント上昇している。また、兵庫県も105.9と昨年より3.5ポイント上昇している。参考までに、直近の平成31年4月においては、兵庫県は107.1で、前年同月(106.9)より0.2ポイント上昇しており、全国は103.0で、前年同月(102.8)より0.2ポイント上昇している。

図2 賃金水準の動向(暦年平均)

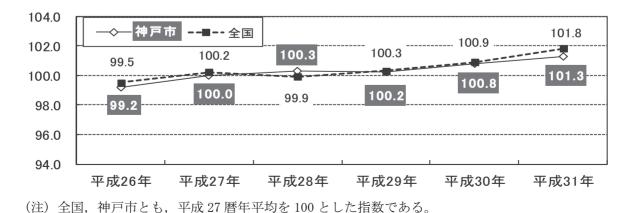


(注) 全国, 兵庫県ともに, 平成 27 暦年平均を 100 とした指数。企業規模 30 人以上の事業所における 常用労働者の所定内給与である。

イ 物価の動向

平成31年4月の神戸市の消費者物価指数(総務省・兵庫県)は、図3に示すとおり101.3となり、全国と同様に、昨年に引き続き増加している。

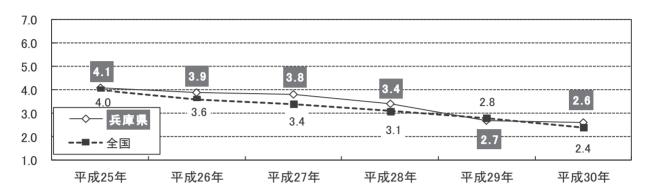
図3 消費者物価指数の推移(各年4月)



ウ 雇用情勢等

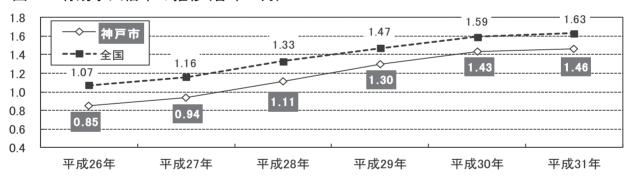
「労働力調査」(総務省) によると,図4に示すとおり,完全失業率は年々改善が見られ,平成30年は,兵庫県は2.6%,全国は2.4%となっている。

図4 完全失業率の推移(暦年平均)



また,「職業安定業務統計(一般職業紹介状況)」(厚生労働省)によると,神戸市の有効求人倍率は,図5に示すとおり,1.46 倍となり,全国と同様に改善の傾向が続いている。

図5 有効求人倍率の推移(各年4月)



(注) 有効求人倍率とは、公共職業安定所で扱う求職者及び求人数のデータから、1人の求職者に対して、どれだけの求人があるかを示す指標である。(有効求人数/有効求職者数)全国は季節調整値、神戸市は原数値である。

(4) 民間給与との比較結果

ア 月例給

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を役職段階,年齢,学歴を同じくする者同士で比較した結果は第5表に示すとおりであり,本市職員の給与は,民間企業の従業員の給与を一人当たり240円(0.06%)下回っている。

第5表 比較の結果

民間給与	職員給与	較 差		
(A) (B)		(C) = (A) - (B) ((C) / (B) *100)		
393,806円	393,566円	240円(0.06%)		

⁽注) 給与は、給料、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当等で比較

イ 特別給 (期末・勤勉手当)

昨年8月から本年7月までの1年間において,市内民間事業所で支払 われた賞与等の特別給は,第6表に示すとおり,平均給与月額の4.50月 分(昨年は4.45月分)に相当しており,本市職員の特別給(期末手当・ 勤勉手当)の年間支給月数(4.45月)は,民間事業所の支給月数を0.05 月分下回っている。

第6表 特別給の支給割合の比較

期間	民間	職員	民間-職員
下 半 期	2.21 月分	2. 225月	△0.015月
上半期	2.29 月分	2. 225月	0.065月
年間	4.50 月分	4.45 月	0.05 月

⁽注) 下半期は平成30年8月から31年1月まで、上半期は平成31年2月から令和元年7月までの期間をいう。

(参考) 本市の較差及び特別給の支給月数の推移

	月例	特別給	
年度	額(円)	額(円) 率(%)	
2 2	$\triangle 203$	△0.05	3. 95
2 3	(△56)	(△0.01)	\downarrow
2 4	△945	△0. 22	\downarrow
2 5	(△89)	(△0.02)	\downarrow
2 6	1,014	0. 25	4. 10
2 7	907	0. 22	4. 20
2 8	721	0. 18	4. 30
2 9	237	0.06	4. 40
3 0	445	0. 11	4. 45
元	240	0.06	4. 50

⁽注) 平成23,25年度は給与改定の勧告を見送った。

3 結 び

本市職員の給与をめぐる諸状況は以上述べたとおりである。

本市職員の月例給と市内民間企業の従業員の月例給を比較すると、本市職員の月例給が民間企業の従業員の月例給を240円(0.06%)下回っている状況である。

特別給(期末・勤勉手当)については、本市職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.45月)が市内民間事業所の支給月数(4.50月)を0.05月分下回っている状況である。

したがって、本委員会としては、本年度の給与改定の取扱いについて、 次のとおりとすることが適切であると判断した。

(1) 給料表

行政職給料表については、国の行政職俸給表(一)及び他の政令指定都 市における同種の給料表の改定傾向を考慮のうえ、本市職員の実態に適合 した改定を行う必要がある。

また,行政職給料表以外の給料表についても,行政職給料表との均衡を 基本とし,それぞれに対応する国の俸給表の改定に関する考え方を考慮の うえ,改定を行う必要がある。

(2)特別給(期末・勤勉手当)

支給月数については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告を考慮のうえ、0.05月分引き上げる必要がある。

また,本年度 12 月期及び来年度以降の各期における期末手当と勤勉手 当の支給割合については,市内民間事業所における支給状況及び人事院勧 告を考慮のうえ,見直す必要がある。

支給月数 (一般の職員の場合)

	6月期		12 月期		計
本年度 期末手当	1.30月	(支給済み)	1.30 月	(改定なし)	2.6月
勤勉手当	0.925月	(支給済み)	0.975月	(現行0.925月)	1.9月
計	2. 225 月		2. 275 月		4.5月
来年度 期末手当	1.30月		1.30月		2.6月
以降 勤勉手当	0.95月		0.95月		1.9月
計	2.25 月		2.25 月		4.5月

(3) 改定の実施時期等

(1) については、平成 31 年4月1日から、(2) については、この改定を実施するための条例の公布の日から実施することとする。

(参考) 人事院勧告の概要(令和元年8月7日)

給与勧告の骨子

- 本年の給与勧告のポイント
 - ~月例給、ボーナスともに引上げ~
 - ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を 引上げ
 - ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
 - ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。 その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年 齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

Ⅱ 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査(完了率87.9%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差387円0.09%[行政職(一)…現行給与 411,123円平均年齢43.4歳][俸給 344円はね返り分(注) 43円](注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務 の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を1,500円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定(平均改定率0.1%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表 は改定なし)

(2) 住居手当

公務員宿舎使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ $(12,000円\to16,000円)$ 。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ $(27,000円\to28,000円)$

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当 に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期 12月期		
令和元年度	期末手当	1.30 月 (支給済み)	1.30 月 (改定なし)	
	勤勉手当	0.925月(支給済み)	0.975月(現行0.925月)	
2年度	期末手当	1.30 月	1.30 月	
以降	勤勉手当	0.95 月	0.95 月	

[実施時期]

・月 例 給:平成31年4月1日(住居手当については令和2年4月1日)

・ボーナス:法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。 民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

勧 告

本委員会は、別紙第1に述べた報告に基づき、職員の給与について、民間との給与較差等(月例給240円0.06%,特別給0.05月)を基本として、次の措置を執られるよう勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

神戸市職員の給与に関する条例に規定する給料表については, 国の俸給表及び他の政令指定都市における同種の給料表の改定傾 向を考慮のうえ,本市職員の実態に適合した必要な改定を行うこ と。

(2) 期末・勤勉手当

支給月数及び支給割合について,民間における支給状況及び人事院勧告の内容を考慮のうえ,必要な改定を行うこと。

2 改定の実施時期

1の(1)については、平成31年4月1日から、1の(2)については、この改定を実施するための条例の公布の日から実施すること。

職員の人事管理に関する報告

1 組織風土の改革

市政運営の基盤は、市役所や職員に対する市民の信頼にある。昨年来、 市職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反などの問題により、 市民の信頼を損なう事態が生じており、その回復に全力を挙げる必要が ある。

そのためには、管理職による適切なガバナンスが機能するとともに、 組織を支える職員が明るく前向きに仕事に取り組み、活き活きと働ける 職場の実現に向けて、現在進めている働き方改革に加え、より一層のコ ンプライアンスの推進と風通しのよい組織風土の再構築に全庁をあげて 取り組む必要がある。

また,職員一人ひとりが改めてコンプライアンス共有理念のもと,自 らを省み,高い倫理感・使命感をもって公正・公平に職務を遂行するこ とが重要である。

本委員会としても,このような事態が生じたことを真摯に受け止め, 市役所や職員に対する市民の信頼回復に向けて取り組んでまいりたい。

2 人材の確保及び育成

「神戸市人材育成基本計画」では、「チャレンジ精神・リーダーシップ・デザイン力」を備えた人材を「目指すべき職員像」として定めるとともに、全ての職員が共通して有するべき「基礎的な資質」として、「法令を遵守し、社会規範に則り公正に行動し、市民の信頼を得ることができる」等の6項目を定めている。

市民とともによりよい神戸を創っていくためには、これらを備えた人材を確保するとともに、職務経験、人事評価、研修を連携させながら職員一人ひとりを育成し、その能力を組み合わせることにより、組織の力を

高めていかなければならない。

さらに、職員の誰もがやりがいを感じ、意欲をもって仕事に打ち込む ことができ、頑張っている職員が報われるような人事・給与制度が求め られる。

(1) 職員採用

本年度は、採用活動を取り巻く環境が大きく変化する中、より幅広い人材にアピールし、より多様な可能性溢れる人材を獲得していくため、デザイン・クリエイティブ枠の新設や大学卒特別枠の試験日程前倒しを行ったほか、一般枠の試験区分を統合し、試験問題を選択制にしたところである。また、神戸市職員採用ナビゲーター制度及びインターンシップについては、市のビジョン、職員、職場への理解を深め共感してもらうために、全庁一丸となってその取組を拡充している。今後も、これらの効果検証を行いながら、更なる社会情勢の変化や人材獲得競争の激化に対応するため、絶えず検討を重ねていく。

また、会計年度任用職員制度の導入については、業務内容の整理や任用 のルール作りが進められているところであるが、今後の募集及び採用に あたっては、適切に取扱うことが必要である。

(2) 職員研修

研修は、職員の能力向上・能力開発、意欲・意識の醸成に大きな役割を果たしており、本市では「神戸市人材育成基本計画」に基づき、階層別・テーマ別研修や、OJT、自己啓発支援、民間企業等への派遣研修を実施している。市役所や職員に対する市民の信頼を取り戻すためには、職員一人ひとりが自らの果たすべき役割を改めて自覚し、日々の職務に精励することが不可欠であり、そのためには、階層別研修を活用するなどして、本市職員の「目指すべき職員像」、職員が備えるべき「基礎的な資質」、職位に応じた「基本的な役割」を全職員に周知し、浸透させることが重要である。

(3) 人事評価

職員が意欲を持ち、常にその能力を向上させていくことは、市役所が 組織として十分に機能を発揮し続ける上で大変重要である。

本市では、能力及び実績に基づく人事管理を行うことを趣旨とした人事評価制度を導入し、評価結果の勤勉手当及び昇給への反映を行っているところであるが、平成30年度に実施した市役所改革に向けた職員アンケートの結果によると、「人事評価結果の活用方法は意欲ややる気に応えるものだと思わない」又は「あまりそう思わない」と回答した職員が約58%、「人事評価制度について見直しが必要だと思う」又は「ややそう思う」と回答した職員が約67%となっている。

人事評価制度については、その客観性、納得性を確保するため、評価者は適切な目標設定、指導、助言、客観的基準に基づいた評価を行うことが求められる。また、年間を通して評価者と対象者が十分なコミュニケーションを図り、その内容を共有することが重要である。そのための取組として、全評価者が e ラーニングによる研修を受講することとなったほか、管理職の意識改革・マネジメント能力の向上を図るため、部長級職員について管理職 360 度フィードバック制度が導入されている。

今後も、評価者の評価能力の向上を図り、人事評価制度の適切な運用に取り組むとともに、職員の意欲を引き出すために、評価結果の勤勉手当や昇給等への更なる活用についても検討する必要がある。

また,係長昇任選考等を公正かつ適切に実施していくことが求められる。

(4) 昇任意欲の醸成

係長職の処遇改善及び係長職・管理職のやりがいや魅力の発信についてはこれまでも取り組まれてきたが、組織を活性化させるためにも、引き続き係長級以上への昇任意欲の醸成並びにそれを支える環境づくりに努める必要がある。

特に、市役所改革に向けた職員アンケートの結果によると、「昇任意欲

を醸成するような給与制度になっていると思わない」又は「あまりそう 思わない」と回答した職員が約 81%となっていることから、より一層職 務・職責に応じた給与制度としていく必要がある。

3 働き方改革と勤務環境の整備

現在,我が国では,長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現等のため,働き方改革が進められている。昨年は,働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立し,本年4月からは,時間外勤務について,原則月45時間,年360時間を上限とする改正労働基準法が施行されている。

本市においても,職員の健康確保や人材確保の観点等から長時間労働を 是正する必要があり,同様の上限を定めるための条例及び規則の改正を行 い,本年4月より施行している。

これまでにも、①働き方改革の意識醸成、②多様な働き方の推進、③業務の省力化・生産性向上、④時間外勤務の縮減の4項目を柱として働き方改革が進められてきているが、特に、長時間労働については、健康の確保だけでなく、仕事と生活との両立を困難にし、キャリア形成や地域・家庭への参画を阻む原因ともなり、業務改善等による時間外勤務の縮減に積極的に取り組む必要がある。

(1) 長時間労働の是正と適切な勤務時間の管理

本市では、これまで働き方改革に伴い、業務の省力化・生産性の向上や時期の平準化などの取り組みを進めてきており、職員1人当たりの時間外勤務時間数は減少傾向にあるが、依然として時間外勤務時間が年360時間を上回る職員が見受けられる。

管理監督者においては、リーダーシップを発揮して、業務の計画的な 執行や事務の簡素効率化、適切な事務配分等を推進するとともに、働き 方改革の意識醸成に努め、一層の時間外勤務の縮減を図る必要がある。

一方で、時間外勤務が月 45 時間を超過しないようにするために、上限

規制の趣旨に反して,賃金不払残業が発生するようなことになってはならず,管理監督者においては,適切な勤務時間の管理にこれまで以上に 留意する必要がある。

なお、教職員の多忙化対策については、本委員会としても言及してきたところであるが、教育委員会においては、教職員の長時間労働の改善に向けて、「神戸市立学校園働き方改革推進プラン」を策定し、教職員の意識改革に取り組むとともに、人材配置の拡充、学校園業務の適正化、教職員の事務負担の軽減等の業務改革にも取り組んでいる。

(2) 多様な働き方の推進

性別や年齢を問わず、すべての職員が意欲をもって働き続けるためには、柔軟で多様な勤務制度の活用が有効である。

多様な働き方の推進については、在宅勤務やフレックスタイム、育児 短時間勤務等の制度の周知により、利用者も増加している。管理監督者 においては、積極的に声掛けを行う等、引き続き各制度を利用しやすい 職場風土となるよう取り組む必要がある。

また,時差勤務や休憩時間の選択制の導入などが試みられている。今後も各制度の利用状況を適宜検証し,必要に応じて改善を図っていくとともに,より柔軟な勤務制度を検討していくことが望まれる。

(3) 職員の健康確保・安全衛生

心身両面の健康の確保は、職員やその周囲の人のためであることはも ちろん、公務の効率的な運営や質の高い市民サービスを提供する観点か らも重要である。

長時間勤務者への健康対策については、かねてより時間外勤務が一定期間以上続いている職員に対して健康への注意喚起が行われてきたが、本年5月より、労働安全衛生法の改正に合わせ、産業医面接の勧奨基準を月100時間から80時間に引き下げるなどの見直しが行われ、より早期の対応が図られることとなった。

また、メンタルヘルスチェックの実施を通じて、セルフケアへの活用、 産業医・保健師・心理職等による高ストレス者等への支援を行うととも に、メンタルヘルスチェックの結果を職場ごとに分析し、過度のストレ スの原因となりうる職場環境の課題を明らかにすることにより、各任命 権者における職場環境改善の取組を推進することで、働きやすい職場づ くりを実現することが期待される。

職場環境の安全確保については、本委員会としても、事業所に対する調査や指導、安全意識の啓発活動等に取り組んできたところである。事故はいつ発生するか分からず、職員一人ひとりが常日頃から危機管理意識を持ちながら、仕事に取り組んでいくことが大切である。各職場においても、安全教育の実施や職員相互の声掛け、話し合い等、日常の継続した取組を励行するとともに、安全衛生委員会の管理体制を充実させる等、職員が安全に働ける環境づくりを進める必要がある。

(4) ハラスメントに対する取組

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の各種ハラス メントは、相手の人格や尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為 であるだけでなく、職員の勤労意欲を減退させるとともに、職場全体の 活力と機能を低下させ、円滑な公務の運営を妨げかねない問題である。

本年度においては、「神戸市ハラスメント対策基本方針」を策定するとともに、職員の総合相談窓口の設置やトップマネジメントセミナーにおける啓発も行われているところであるが、今後も各種ハラスメントの防止に向けた具体的な取組を推進し、「ハラスメントを発生させない、許さない、見過ごさない」という基本的な考え方を職員に浸透させ、職員同士の相互理解と相互尊重を育むことが必要である。

4 高齢期雇用

本市においては、意欲と能力のある定年退職者等を再任用することで、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく職務に専念できる環境を整え

るとともに,再任用職員の知識や経験を活用することにより,市民サービスの向上に努めている。

一方で、政府は、人事院が昨年8月に行った定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を踏まえて検討を行っており、「経済財政運営と改革の基本方針2019」においても「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」としている。

また, 人事院は本年の報告において, 定年の引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう改めて要請している。

地方公務員の定年は、地方公務員法において国家公務員の定年を基準とすることとされていることから、今後の定年の引上げに関する国や他の自治体の動向を注視し、対応を検討していく必要がある。

また,定年の引上げを見据えて,国や他の自治体の現状等を踏まえ,職員のモチベーションの維持にも配慮しつつ,高齢層職員の昇給制度等についても検討する必要がある。

5 結 び

本委員会としては、以上述べたとおり、本市職員にかかる諸課題について取り組んでいくことが必要であると考える。

職員においては、行政への需要が複雑・多様化する中で、日々職務に精励し、市民サービスの向上に懸命に努力されてきた。本委員会としては、このような職員の努力に敬意を表するものである。

市会及び市長におかれては、職員の給与等に関する報告及び勧告制度についてご理解いただき、この報告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

(参考) 人事院報告の概要(令和元年8月7日)

公務員人事管理に関する報告の骨子

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、 専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府 省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」で の議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。 本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が 早期に実施されるよう、改めて要請

参 考 資 料

参考資料目次

第1部 市職員給与等の実態

	貝
令和元年度市職員の給与等の実態調査の概要	要
第1表 職員構成総括	28
第2表 給料表別,級別,号給別人員 …	32
第3表 給料表別,級別,年齡別職員数・	平均給料月額 42
第4表 ラスパイレス指数	46
第5表 扶養手当の支給状況	46
第6表 管理職手当の支給状況	47
第7表 住居手当の支給状況	47
第8表 再任用職員の給料表別,級別人員	
第2部 民間給与等の実態	
37 C II	
	The columns
2019年(平成31年)職種別民間給与実態調	
第9表 産業分類別,企業規模別調査事業	
70 10 70 70 70 70 70 TO	51
第11表 企業規模別,職種別,学歴別給与	
第 12 表 民間における学歴別,企業規模別	
第 13 表 民間における初任給の改定状況	
第 14 表 民間における昇給制度の状況 …	
第 15 表 民間におけるベース改定の実施状	況 … 62
第16表 民間における扶養(家族)手当の	支給状況 63
第17表 民間における住居(住宅)手当の	支給状況 63
第 18 表 民間における冬季賞与の考課査定	[分の配分状況 63
第3部 労働経済指標	
第 19 表 労働経済指標	
(参考) 給与報告・勧告の手順	

第1部 市職員給与等の実態 令和元年度市職員の給与等の実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与等の実態を把握するため、平成31年4月1日現在における職員の給与等について調査したものである。

2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員から次に掲げる職員を除いた職員を対象とした。

- (1) 公益的法人への派遣者の一部及び株式会社への退職派遣者
- (2) 海外派遣中の職員
- (3) 育児短時間中の職員
- (4) 育児休業中の職員
- (5) 専従休職者
- (6) 再任用職員
- (7) 任期付職員
- (8) 臨時的任用職員
- (9) 労務職員
- (10) 企業職員(水道職員,交通職員)
- (11) 休職中の職員
- (12) 自己啓発等休業中の職員
- (13) 配偶者同行休業中の職員

3 集計

集計は、上記対象職員の全員について行った。

4 職員の分類

	給 料 表	適 用 職 員
1	行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
2	消防職給料表	消防吏員
3	教育職給料表(2)	高等学校等に勤務する校長, 教頭, 教諭,
		養護教諭,助教諭,実習助手等
4	教育職給料表(3)	幼稚園に勤務する園長,教諭,養護教諭等
5	教育職給料表(4)	高等専門学校に勤務する校長, 教授,
		准教授、講師、助教及び助手
6	教育職給料表(5)	小学校、中学校、義務教育学校又は特別支
		援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、
		教諭,養護教諭,栄養教諭,助教諭,講師,
		養護助教諭及び栄養助教諭等
7	医療職給料表(1)	地方独立行政法人以外の医療機関、保健所
		等に勤務する医師及び歯科医師
8	医療職給料表(2)	地方独立行政法人以外の医療機関、保健所
		等に勤務する薬剤師,栄養士,保健師,看
		護師等

⁽注)教育職給料表(1)は、平成31年4月に神戸市看護大学が地方独立行政法人へ移行したことに伴い、廃止した。

第1表 職員構成総括

区分	JI.	職員数(人)		平均給与月額(
	計		I	計			
給料表		男	女		給料	扶養手当	地域手当
行政職	6,995	4,026	2,969	388,430	323,076	8,696	41,139
消防職	1,461	1,413	48	387,564	321,099	16,477	41,079
教育職(2)	405	294	111	475,356	402,477	13,475	50,421
教育職(3)	135	6	129	406,917	345,661	3,730	43,011
教育職(4)	93	86	7	516,748	436,801	15,737	54,726
教育職(5)	6,027	2,794	3,233	418,498	354,843	8,070	44,299
医療職(1)	12	6	6	735,084	525,308	8,750	100,943
医療職(2)	236	14	222	374,271	320,856	4,383	39,722
合計	15,364	8,639	6,725	403,427	338,453	9,249	42,741

⁽注)1 給料には,給料の調整額及び教職調整額を含む。

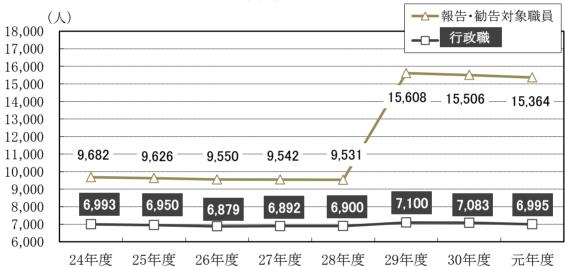
² 平均給与月額の「計」は支給総額を対象人員で除したものであり、各種目の合計と一致しないことがある。

					学 歴	別職	員 数	(人)	
		平均扶養 親族数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数 (年)	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	
管理職手当	住居手当等								
10,140	5,381	0.78	41.1	17.7	5,086	574	1,308	27	
4,440	4,469	1.50	41.2	19.6	553	126	782		
4,229	4,753	1.20	46.9	19.6	393	7	5		
9,034	5,481	0.33	39.2	11.9	108	27			
3,516	5,968	1.45	46.3	14.6	93				
5,656	5,630	0.70	40.4	14.5	5,900	127			
96,833	3,250	0.75	54.8	9.1	12				
5,178	4,131	0.37	41.9	17.2	200	36			
7,625	5,359	0.82	41.0	16.6	12,345	897	2,095	27	

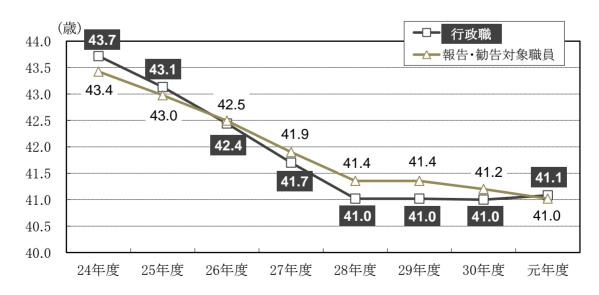
〈参考〉報告・勧告対象職員数の推移

職名	報告•勧告対象職員								
年	行政職	消防職	教育職	医療職	指定職	合 計			
24年度	6,993	1,440	944	304	1	9,682			
25年度	6,950	1,455	923	297	1	9,626			
26年度	6,879	1,460	920	290	1	9,550			
27年度	6,892	1,461	905	283	1	9,542			
28年度	6,900	1,454	897	279	1	9,531			
29年度	7,100	1,443	6,814	250	1	15,608			
30年度	7,083	1,440	6,730	252	1	15,506			
元年度	6,995	1,461	6,660	248	0	15,364			

(注) 平成29年度より行政職には学校事務職員が、教育職には市立小中学校の教諭等が含まれている。



〈参考〉平均年齢の推移

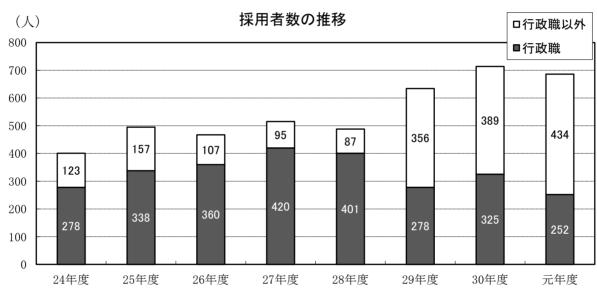


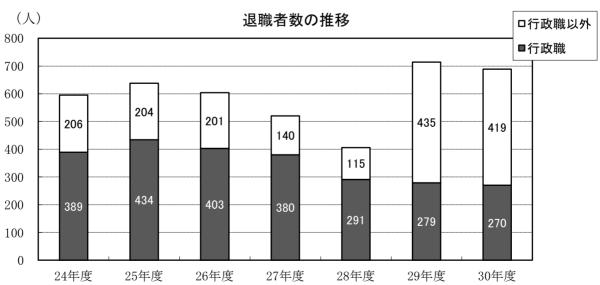
〈参考〉採用・退職者数の推移

		行政職		報告•勧告対象職員			
	採用	退職	採用-退職	採用	退職	採用-退職	
24年度	278	389	▲ 111	401	595	▲ 194	
25年度	338	434	▲ 96	495	638	▲ 143	
26年度	360	403	▲ 43	467	604	▲ 137	
27年度	420	380	40	515	520	A 5	
28年度	401	291	110	488	406	82	
29年度	278	279	1	634	714	▲ 80	
30年度	325	270	55	714	689	25	
元年度	252			686		•••	

⁽注)1 令和元年度の数字は、平成31年4月1日採用者の人数である。

2 平成29年度より行政職には学校事務職員が、報告・勧告対象職員には市立小中学校の教諭等が含まれている。





第2表 給料表別,級別,号給別人員

その1	行政職給料	表	ı				ı	
級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1 2								
3		1						
4 5	14	2						
6 7	2							
7	1	26						
<u>8</u> 9		2 3		1	26			
10	10 2	165 25	2		2			
11 12	4	25 9	1	1	4 13			1
13	14	9 6	7		13 9		1	
14 15	25 5	4 165	10 132		3 2			
16	1	13	18		14			4
17 18	5 30	2 22	18 14	1 1	12 8		1	
19	5	183	115	1	8			
20	1	18	22		36		1	3
21 22	1	17 17	23 11	1	15 5			2
23		214	30		12			3
24 25	139	28 14	16 75		26 11			2 4
26	4	13	15		13			2
27 28	1 1	170 28	23 45		7 22	1		2 1
29	1	24	22		8	1		<u>1</u>
30	4	13	13 22	1	11			1
31 32	5 2	15 9	22 36	1 2	7 14			4
33	21	25	26		12	_		_
34 35	8	20 5	19 16	1 1	4 9	1 1	1	$\frac{1}{3}$
36		10	36	2	14	1	6	2
37 38	6	10 6	16 15	4	6 7	2	7 6	1
39	2	10	15	1	7	1	7	3
40	1 2	8 2	32	7	36 9	3 6	10 2	<u>1</u> 2
41 42	1	8	14 13	6 6	6	11	14	1
43		7	15	2	10	8	15	3
44 45	2 2	2 5	17 13	9 7	19 13	7 7	9	
46		6	7	10	10	12	3	
47 48		5 7	15 10	14 4	6 16	9 15	7 10	
49		11	9	9	10	8	7	
50 51		1 2	6 6	7 8	6 11	20 21	5 8	1
51 52		7	16	12	17	18	1	1
53 54		3	12	12 8	6 1	13	1	1
54 55		8 5	7 16	7 12	1 7	18 18	3 2	1
56		2	12	12	8	30	2 4	
57 58		2 1	7 4	19 18	8 5 6	11 33	3 1	
59			8	15	6	26		
60 61		3 4	8 5	16 28	12 9	22 13	3	
62		1	2	21	7	26	4	
63	4	3	8	16	13	17	1	
64	1		2	21	16	20		

級								
号給	1	2	3	4	5	6	7	8
65	人 1	人 1	人 2	人 36	人 7	人 11	人	人
66		1	3	24	7	16		
67				16	18	11		
68			1 2	22 35	12	14	1	
69 70			1	35 30	9 9	6 14		
71			4	44	26	6		
72			4	16	16	5		
73			1	37	4	7		
74 75		1	1 3	36 28	9 12	7 6		
76			3	26 21	12 19	4		
77	<u></u>			38	8	2		
78			1	51	8	7		
79			2	33	12	3		
80 81			2 3	26 65	26 12	3 2	1	
82			2	55	14	3	1	
83				43	13	5		
84			3	24	49	1		
85				39	9	0		
86 87			1	55 38	8 6	3 2		
88			1	24	33	2		
89			2	27	14			
90				44	9	1		
91			1	37	10	1		
92 93	1		1	30 32	36 21	1 1		
94	1		1	28	4	1		
95				31	7	2		
96				34	11			
97			5	26	6	1		
98 99				28 40	17 6	1		
100				38	11	2		
101				25	18	1		
102				49	21			
103 104				52 24	11 23			
104				24 26	23 12			
106				44	6			
107				29	9			
108				33	21			
109 110				20 38	6 14			
111				27	8			
112				30	18			
113				14	3			
114				36	12			
115 116				25 27	3 6			
117				12	2			
118				25	4			
119				1	2			
120 121				2	2 10			
121					10			
123								
124								
125	201 1	1 400 '	1 105 '	0.001	1 201	E4O I	140	EO 1
計 平均給料月額	321 人 180 854 円		1,125 人 264,349 円	2,081 人 376,268 円	1,321 人 368,458 円	549 人 432,396 円	148 人 496,587 円	50 人 567,284 円
平均和科方領 平均年齢	22.5 歳		33.4 歳	51.1 歳	44.9 歳	51.4 歳	55.1 歳	57.4 歳
()			. //. m > → > //-	# L B o o B 40 V	空欄とした。(以「	F(31%)	合計	6,995 人

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、当該人員0の号給は空欄とした。(以下同じ)

合計6,995 人平均給料月額323,076 円平均年齢41.1 歳

その2 消防職給料表

1	その2	消防職給料	区					
1	級 号給	1	2	3	4	5	6	7
5 6 10 6 7 3 1 9 1 1 9 1								· 人
5 6 10 6 7 3 1 9 1 1 9 1	1	11						
5 6 10 6 7 3 1 9 1 1 9 1	2	6 5	2					
5 6 10 6 7 3 1 9 1 1 9 1	4	2	3					
10 4 4 4 1 12 8 2 1 1 12 1	5	6	10					
10 4 4 4 1 12 8 2 1 1 12 1	6		13					
10 4 4 4 1 12 8 2 1 1 12 1	7	_	3	1				
10 4 4 4 1 12 8 2 1 1 12 1	8	9	1					
111 9 1 122 8 2 133 11 12 1 14 1 3 15 2 16 1 5 15 2 17 14 13 3 1 1 18 3 9 1 1 2 2 1 2 1 3 3 1 1 2 2 1 3 3 1 1 2 1 3 3 3 1 1 2 2 1 3 3 1 1 2 2 1 3 3 2 1 1 2 2 1 3 3 2 1 1 1 2 2 2 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3		4						
14 1 3 15 16 2 2 2 17 14 13 3 1 18 3 9 1 1 19 4 17 12 1 <td< td=""><td>10</td><td>4</td><td>9</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	10	4	9	1				
14 1 3 15 16 2 2 2 17 14 13 3 1 18 3 9 1 1 19 4 17 12 1 <td< td=""><td>12</td><td>8</td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	12	8	2	1				
18 3 9 1 12 20 1 3 3 1 1 20 1 3 3 1 1 1 1 2 1 1 3 2 1 1 2 2 1 1 2 2 1 1 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 3 2 2 3 3 4 4 1 1 1 2 2 3 4 4 1 1 1 2 2 3 3 3 4 4 6 4 3 3 1 1 1 3 3 4 1 1 1 3 3 4 1 1 1 3 3 <td>13</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	13	11	12	1				
18 3 9 1 12 20 1 3 3 1 1 20 1 3 3 1 1 1 1 2 1 1 3 2 1 1 2 2 1 1 2 2 1 1 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 3 2 2 3 3 4 4 1 1 1 2 2 3 4 4 1 1 1 2 2 3 3 3 4 4 6 4 3 3 1 1 1 3 3 4 1 1 1 3 3 4 1 1 1 3 3 <td>14</td> <td>1</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	14	1	3					
18 3 9 1 12 20 1 3 3 1 1 20 1 3 3 1 1 1 1 2 1 1 3 2 1 1 2 2 1 1 2 2 1 1 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 3 2 2 3 3 4 4 1 1 1 2 2 3 4 4 1 1 1 2 2 3 3 3 4 4 6 4 3 3 1 1 1 3 3 4 1 1 1 3 3 4 1 1 1 3 3 <td>15</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>15</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td>	15	1	5	15		0		
18 3 9 1 12 20 1 3 3 1 1 20 1 3 3 1 1 1 1 2 1 1 3 2 1 1 2 2 1 1 2 2 1 1 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 3 2 2 3 3 4 4 1 1 1 2 2 3 4 4 1 1 1 2 2 3 3 3 4 4 6 4 3 3 1 1 1 3 3 4 1 1 1 3 3 4 1 1 1 3 3 <td>16 17</td> <td>1/</td> <td>ے 13</td> <td>ર</td> <td></td> <td>۷</td> <td></td> <td></td>	16 17	1/	ے 13	ર		۷		
19 4 17 12 1 3 3 1 1 2 1 3 3 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 3 2 1 2 2 2 3 2 1 2 3 3 3 4 4 1 1 1 3 3 4 1 1 1 3 3 4 1 1 1 3 3 4 1 1 1	18	3	9	ა 1				
20 1 3 3 1 1 21 1 5 8 2 1 1 2 1 1 2 1 1 1 2 2 1 1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 4 1 1 1 3 3 3 4 1 1 3 3 3 1 1 2	19	4	17	12				
23 1 17 10 3 3 2 3 2 25 4 12 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 1 1 2 2 1 1 1 2 2 1 1 1 2 2 1 1 1 3 8 1 1 1 3 3 1 <td>20</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td>	20	1	3	3		1		
23 1 17 10 3 3 2 3 2 25 4 12 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 1 1 2 2 1 1 1 2 2 1 1 1 2 2 1 1 1 3 8 1 1 1 3 3 1 <td>21</td> <td></td> <td>5</td> <td>8</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td>	21		5	8		4		
26 1 2 2 1 1 1 28 6 11 1 1 1 1 1 28 6 7 1 3 3 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 3 2 1 <td>22</td> <td>1 1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td>	22	1 1	3	2		1		
26 1 2 2 1 1 1 28 6 11 1 1 1 1 1 28 6 7 1 3 3 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 3 2 1 <td>23 24</td> <td>1</td> <td>17 5</td> <td>10</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td>	23 24	1	17 5	10		3		
26 1 2 2 1 1 1 28 6 11 1 1 1 1 1 28 6 7 1 3 3 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 3 2 1 <td>25</td> <td></td> <td>4</td> <td>12</td> <td></td> <td>J</td> <td></td> <td></td>	25		4	12		J		
28 6 7 1 1 29 4 6 30 1 3 8 1 31 1 1 5 14 1 3 3 6 1 1 1 1 1 3 3 6 1 1 1 3 3 6 1 1 1 2 2 2 3 3 1 1 3 4 1 1 3 4 1 1 3 4 1 3 1 1 3 4 1 1 3 4 1 1 4 4 1 1 1 4 4 1 1 1 4 4 1 1 1 <td>26</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	26	1	2	2				
30 1 3 8 1 3 3 6 1 3 3 6 1 3 2 3 1 1 1 2 2 1 1 1 3 4 1 1 1 3 4 1 1 3 4 1 1 3 3 1 1 3 3 1 1 3 1 1 3 4 1 1 3 4 1 1 1 4 4 1 1 1 1 4 4 1 1 1 1 4 4 1 1 1 1 4	27		6	11		1		
30 1 3 8 1 3 3 6 1 3 3 6 1 3 2 3 1 1 1 2 2 1 1 1 3 4 1 1 1 3 4 1 1 3 4 1 1 3 3 1 1 3 3 1 1 3 1 1 3 4 1 1 3 4 1 1 1 4 4 1 1 1 1 4 4 1 1 1 1 4 4 1 1 1 1 4	28		6	7		1		
32 1 16 1 1 1 33 3 6 1 34 3 6 1 35 1 5 2 1 <td>29 30</td> <td>1</td> <td>4 2</td> <td>b g</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td>	29 30	1	4 2	b g	1			
32 1 16 1 1 1 33 3 6 1 34 3 6 1 35 1 5 2 1 <td>31</td> <td>1</td> <td>5 5</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td>	31	1	5 5			1		
40 1 8 2 2 2 41 2 12 2 1 3 1	32	1	1	16	1	1		
40 1 8 2 2 2 41 2 12 2 1 3 1	33		3	6				
40 1 8 2 2 2 41 2 12 2 1 3 1	34		3	6	1			
40 1 8 2 2 2 41 2 12 2 1 3 1	35 36		1	5 6	2	1		1
40 1 8 2 2 2 41 2 12 2 1 3 1	37				2	2		
40 1 8 2 2 2 41 2 12 2 1 3 1	38			6	3	2		1
42 3 8 3 1 1 1 43 44 1 1 1 2 44 10 5 1 1 2 45 1 7 4 2 4 46 3 5 1 1 1 47 2 3 2 1 1 48 6 7 3 1 1 1 49 5 7 2 2 50 4 3 1 2 1 51 4 4 1 1 1 52 9 6 3 1 1 53 5 1 1 1 1 52 9 6 3 1 1 54 7 2 2 2 55 3 4 1 1 54 7 2 2 2 55 3 4 1 1 56 6 6 3 1 57 3 3 2 1 58 1 6 2 2 <	39		3	11	3			
42 3 8 3 1 1 1 43 44 1 1 1 2 44 10 5 1 1 2 45 1 7 4 2 4 46 3 5 1 1 1 47 2 3 2 1 1 48 6 7 3 1 1 1 49 5 7 2 2 50 4 3 1 2 1 51 4 4 1 1 1 52 9 6 3 1 1 53 5 1 1 1 1 52 9 6 3 1 1 54 7 2 2 2 55 3 4 1 1 54 7 2 2 2 55 3 4 1 1 56 6 6 3 1 57 3 3 2 1 58 1 6 2 2 <	40		1	8	2	2		2
44 10 5 1 45 1 7 4 2 46 3 5 1 1 1 47 2 3 2 1 1 48 6 7 3 1 1 49 5 7 2 2 50 4 3 1 2 1 51 4 4 1 1 1 52 9 6 3 1 53 5 1 1 1 54 7 2 2 2 55 3 4 1 1 56 6 6 3 1 57 3 3 2 1 58 1 6 2 2 59 2 8 3 1 60 1 4 2 1 61 9 6 1 2	41					1	1	1
44 10 5 1 45 1 7 4 2 46 3 5 1 1 1 47 2 3 2 1 1 48 6 7 3 1 1 49 5 7 2 2 50 4 3 1 2 1 51 4 4 1 1 1 52 9 6 3 1 53 5 1 1 1 54 7 2 2 2 55 3 4 1 1 56 6 6 3 1 57 3 3 2 1 58 1 6 2 2 59 2 8 3 1 60 1 4 2 1 61 9 6 1 2	42		ა	o 4	ა 1	1	1	2
49 5 7 2 50 4 3 1 2 1 51 4 4 4 1 1 1 52 9 6 3 1 53 5 1 1 1 54 7 2 2 2 55 3 4 1 1 56 6 6 3 1 57 3 3 2 1 58 1 6 2 2 59 2 8 3 1 60 1 4 2 1 61 9 6 1 2	44				5	1		2
49 5 7 2 50 4 3 1 2 1 51 4 4 4 1 1 1 52 9 6 3 1 53 5 1 1 1 54 7 2 2 2 55 3 4 1 1 56 6 6 3 1 57 3 3 2 1 58 1 6 2 2 59 2 8 3 1 60 1 4 2 1 61 9 6 1 2	45		1	7	4	2		
49 5 7 2 50 4 3 1 2 1 51 4 4 4 1 1 1 52 9 6 3 1 53 5 1 1 1 54 7 2 2 2 55 3 4 1 1 56 6 6 3 1 57 3 3 2 1 58 1 6 2 2 59 2 8 3 1 60 1 4 2 1 61 9 6 1 2	46			3	5	1	1	1
49 5 7 2 50 4 3 1 2 1 51 4 4 4 1 1 1 52 9 6 3 1 53 5 1 1 1 54 7 2 2 2 55 3 4 1 1 56 6 6 3 1 57 3 3 2 1 58 1 6 2 2 59 2 8 3 1 60 1 4 2 1 61 9 6 1 2	47			2	3	2	1	1
50 4 3 1 2 1 51 9 6 3 1 52 9 6 3 1 53 5 1 1 1 54 7 2 2 2 55 3 4 1 1 56 6 6 3 1 57 3 3 2 1 58 1 6 2 2 59 2 8 3 1 60 1 4 2 1 61 9 6 1 2	48 10			<u>ხ</u>	7	3	1	1 9
51 4 4 4 1 1 52 9 6 3 1 53 5 1 1 1 54 7 2 2 2 55 3 4 1 1 56 6 6 3 1 57 3 3 2 1 58 1 6 2 2 59 2 8 3 1 60 1 4 2 1 61 9 6 1 2	50			4	3	1	2	1
54 7 2 2 55 3 4 1 56 6 6 3 1 57 3 3 2 1 58 1 6 2 2 59 2 8 3 1 60 1 4 2 1 61 9 6 1 2	51				4		1	1
54 7 2 2 55 3 4 1 56 6 6 3 1 57 3 3 2 1 58 1 6 2 2 59 2 8 3 1 60 1 4 2 1 61 9 6 1 2	52			9		3		
55 3 4 1 56 6 3 1 57 3 3 2 1 58 1 6 2 2 59 2 8 3 1 60 1 4 2 1 61 9 6 1 2	53			5	1	1	0	
56 6 6 3 1 57 3 3 2 1 58 1 6 2 2 59 2 8 3 1 60 1 4 2 1 61 9 6 1 2	54 55			7	2 1		2 1	
58 1 6 2 2 59 2 8 3 1 60 1 4 2 1 61 9 6 1 2	56			6	6	3	1	
58 1 6 2 2 59 2 8 3 1 60 1 4 2 1 61 9 6 1 2	57			3	3	2		
$61 \mid 1 \mid 1 \mid 2 \mid 1 \mid 2 \mid 1 \mid 1 \mid 2 \mid 1 \mid 1$	58			1	6	2	2	
$61 \mid 1 \mid 1 \mid 2 \mid 1 \mid 2 \mid 1 \mid 1 \mid 2 \mid 1 \mid 1$	59			2	8	3	1	
62 63 63 64	60 61			1		2	1	
$\begin{bmatrix} 63 \\ 64 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 3 \\ 12 \\ 2 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 1 \\ 1 \\ 5 \end{bmatrix}$	62			9	ზ გ	1	2 3	1
64	63			3	12		1	1
<u>01 3 2 3 </u>	64				3	2	5	

級							
号給	1	2	3	4	5	6	7
65	,	<u>۸</u>	人 5	人 11	人	人	人
66			5	16	2	4	
67				25	1	1	
68 69				<u>8</u> 9	2 1 4 5 5 4	1	
69			1	9	5	4	
70 71				14 22	5 1	$\begin{array}{c} 4 \\ 2 \end{array}$	
71 72				4	1	2	
73 74				4 5	4	1	
74				12	2	1	
75 76				19	3	9	
75 76 77				1 6	1 4 2 3 3 5	2 2	
78				12		1	
79				4	1	1	
80 81				4 9 17	<u>1</u> 3	4	
82				7			
80 81 82 83				3	1 3 2		
84 85				3 9	2	2	
85				9 5	1		
86 87				ວ 5	1		
87 88 89				5 2 9	$\frac{2}{4}$		
89				9	1 2 4 2 1 2 2		
90				1	1		
91				1 3	2		
92 93				11	1		
94 95							
95				5	3 4		
96 97				5 6 18	4		
98				7	2		
99				3	$\overline{4}$		
100 101				3 3 4			
101 102					1 1		
102				9 5	1		
104				9 5 2 4	<u>1</u> 3		
105					3		
106				7	2		
107 108				2	8		
109				4 5	<u>8</u> 2		
110				25			
111				3	1		
112 113				23 14	7		
114				29	3		
115				6	3 8 3		
116				8 3			
117 118				3 3	1		
119				2	1		
120 121				8 3	5 3		
121				3	3		
122 123				3 1			
123				1			
125							
計	96 / 173,373 P	203 人	314 人	599 人	180 人	53 人 437,698 円	16 人
平均給料月額	173,373 日 21.7 点	円 210,383 円 支 26.9 歳	273,182 円 34.3 歳	373,131 円 49.1 歳	385,023 円 47.9 歳	437,698 円 54.0 歳	499,244 円 54.8 歳
平均年齢	△1.1 扇	火	34.3 歳	49.1	41.9	54.0	1,461 人
						平均給料月額	321,099 円
						平均年齢	321,099 円 41.2 歳

その3 教育職給料表(2)

その3	教育聙	<u> 捻料表(</u>	(2)						
号給 級	1	2	3	4	級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人	101	人	人 4		人
1 2 3 4 5 6					102		1 2		
3 4					103 104		2 1		
5					104 105		1		
7					106 107		2 4		
8 9 10					108 109		3 2		
10					110				
11 12					111 112	1	1 5		
12 13 14					112 113 114		1 3		
15					115		3		
16 17		5			116 117		<u>1</u> 3		
18 19		2			118 119		1		
20		4			120 121		1		
20 21 22 23		1			121 122		1 1		
23					123		1		
24 25 26		1 2 2			123 124 125		1		
26 27		2			126 127		3		
28 29 30					128 129 130		2		ļ
30		6			130		2 2 4 2 1		
31		3		1	131		1 6		
32 33 34		3 2 2			132 133 134		4		
35		2			135		3 2		
36 37		1			136 137		4 3 2 2 4	 	
38 39		5 1		1	138 139		4 3		
40 41		1		1	140		ა 3		
41 42		4		2	141 142		3 3 2 4		
43				1	143 144		$\overline{4}$		
44 45 46		2 2 6		1	144 145 146		1		
47		6			146 147		1 1		
48		4		2 1	148 149		6		
50 51		4			150 151		8		
51 52		1		2 1	151 152		8 9 2 13 5 6 2		
52 53					152 153 154		13		
54 55		4		1	154		6		
56 57		2 1			155 156 157		2 13		
58		1	1		158		5 10		
59 60		1 3			159 160		4		
61 62		1 2	1		161 162		10 2		
62 63		1	2 1		163 164		13		
64 65 66		2 1 2 3	1		164 165 166		13 2 10 2 5 6 2 3 2		
67			1		167		2 5		
68 69		9	*		168 169		6		ļ
70 71		3 2			170 171		3		
71 72		3 2 1 2 2	1		171 172		2 1		
72 73 74		2 1			172 173 174		1 3 1		
75		1 4 3 1	1		175		1		
75 76 77		3 1	2		175 176 177				ļ
78					178 179				
79 80 81 82 83		1 1	1 1		180 181				
81 82		1 3	1		182				
83		1	1		183 184				
84 85 86	1	1 2 1	1		184 185 186				
87	1	1 1			187				
88 89		4			188				<u> </u>
90 91		4 1			189 190				
91 92		1			191 192				
92 93		1 2			192 193	4 1	979	10 1	10 :
94 95		4			計 平均給料月額	4 人 293,250 円	373 人 383,117 円	16 人 454,506 円	12 人 482,917 円
96 97	1	1			平均年齢	40.3 歳	46.4 歳	52.6 歳計	56.0 歳 405 人
98 99		1 1						平均給料月額 平均年齢	388,007 円 46.9 歳
99 100		1						十均平断	40.9 威

その4	教育職給料表	(3)
(0) 4	4X 11 1111 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(0 /

その4	教育職績	給料表 (3	3)
- 級 号給	1	2	3
	人	人	人
1 2			
2 3			
4 5			
6			
7			
8 9			
10			
11			
12 13			
14			
15 16			
16 17			
18 19			
20			
21		7	
22 23			
24 25			
25 26			
27			
28		1	
29 30		1	
31			
32 33		9	
34		2 3	
35			
36 37		1	
38		3	
39 40			
41		1	
42		3	
43 44		1	
45			
46 47		4	
48		1	
49		_	
50 51		2	
52			
53		1	
54 55		1 1	
56			
57 58		2	
59			
60			
61 62		2	
62 63			
64 65		1	1
66		1 4	1
67		1 3	
68 69		<u>3</u> 1	L
69 70		1 2	
71 72		3	1
73 74		1	1
74		1 1	
75 76		1	
77		1 1	1
78 79		1	
80		2	
81 82		2 2 1	1
83			3
84		2	
85 86		1	1
87			1
88		1 1	
89 90		1	
91 92			
92 93		1	
94		1 2 3	
95		3	2
96		2	

~ 級			
号給	1	2	3
.=	人	人	人
97		1	1
98 99		1	1 1
100		1	1
101			
102			
103		4	
104		3	
105			2 2 1
106 107		1	2
107		1	2
109		1	2
110		2	
111		1	
112			
113		2	
114 115		1 1	
116		1	
117		1	
118		1	
119			
120			
121			
122			
123			
124 125			
126		2	
127		_	
128			
129		1	
130			
131		2	
132		2	
133 134			
134			
136			
137			
138			
139			
140			
141		1	
142 143		1	
144			
145		2	
146		_	
147			
148		1	
149 150			
150			
152			
153			
154			
155			
156			
157		1	
158 159			
160		1	
161		±	
162		1	
163			
164	L		
165 166		1	
167			
168		1	
169			
170			
171		1	
172			
173 174			
174			
176	L	L	L
177			
178			
179			
180			
181 182			
183			
184	L	L	L
185			
計	0 人	116 人	19 人
平均給料月額	円	317,906 円	430,258 円
平均年齡	歳	37.1 歳計	51.9 歳 135 人
		計 平均給料月額	135 人
		平均年齢	39.2 歳
	l.		

その5 教育職給料表(4)

そのり	秋 月柳	战給料表	(4)	1	1
級 号給	1	2	3	4	5
万和	人	人		人	
1	^	^	^	人	人
9					
2 3					
3					
4					
5					
6					1
7					
8 9					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
20 91					l
21 22					
22					
23			•		
24			1		
25					
26					
27					
28			1		
29		1			
30					
31		1			
32					
32 33					
34					
35					
36		1		1	
36 37					
38			2		
39			1		
40			1		
41	1		1		
42	1		1		
43			2		
44	1		1		
45	1				
46			_		
47			1		
48 49			1		
49					
50	1				
51					
51 52			2		
53				2	
54			3		
55			1		
56				1	
57					
58					
59			1	1	
60			1	1	
60 61			<u>_</u>	2	
62				1	
63				1	
64				2	
					
65 66					
66					
67					
68					

級 号給	1	2	3	4	5
	-	<u>ر</u> ا		人	人
69 70			1 4	1 1	
70			4	1	
72			1	1	
73			1	1	
74 75			1	1	
76				2	
77				1	
78 79				1	
80			1	1 2	
81					
82 83			1	1 2	
84				_	
85 86			1		
86 87					
88			1	2	
89				1	
90 91				1 1	
92				1	
93			1	1	
94 95				1	
96					
97			1	1	
98 99				1	
100			1	1	
101			1	1	
102 103				1	
103				1	
105			3		
106 107					
108					
109				1	
110 111				1 1	
111		1		1	
113					
114 115		1		2	
115		1		1	
117					
118 119					
120				1	
121					
122 123					
123 124				1	
125					
126 127		1			
127		1			
129					
計	3 人 254 022 II		39 人	47 人	1 人
平均給料月額 平均年齢	254,033 円 28.0 募		387,362 円 40.8 歳	499,332 円 52.8 歳	475,000 円 63.0 歳
			//	計	93 人
				平均給料月額	
				平均年齢	46.3 歳

- 級 号給	1	2	3	4	5
- J 164	人	人	人	人	人
89		27	13	10	
90		35	4	17	
91		29	8	18	
92		40	7	14	
93		28	3	8	
94		30	10	14	
95		29	5	14	
96 97		15 24	6 6	10 8	
98		28	8	6	
99		29	9	3	
100		25	11	5	
101		19	10	7	
102		18	15		
103		18	14	7	
104		25	9	6	
105		19	12	4	
106		15	14	6	
107		23	23	6	
108		21	14 17	2	
109 110		16 15	15	1 2	
111		13	8	2	
112		21	15		
113		15	21		
114		9	15		
115		16	22		
116		13	16		
117		15	15		
118		17	5		
119		14	10		
120		17	2		
121 122		18 16	2 2		
122		9	1		
123		17	1		
125		16	2		
126		14			
127		9			
128		22			
129		12	-		
130		16			
131		8			
132		14			
133		36			
134		23			
135		8			
136		20			
137 138		26 22			
139		21			
140		16			
141		33			
142		24			
143		22			
144		41			
145		33			
146		36			
147		29			
148 149		18 58			
150		32			
151		38			
152		14			
153		30			
154		27			
155		34			
156		30			
157		30			
158 159		36 31			
160		31 37			
161		26		<u> </u>	
162		18			
163		40			
164		29			
165		29			
166		13			
167		22			
168		23			
169		19			
170		2			
171		2			
172 173	<u> </u>	2 6	<u> </u>	<u> </u>	
計	0 人	4,994 人	462 人	309 人	262 人
平均給料月額	円	324,714 円		427,710 円	448,565 円
平均年齢	歳	37.8 歳	52.8 歳	50.7 歳	56.3 歳
		///	200		

計	6,027	Y
平均給料月額	341,965	田
平均年齡	40.4	歳

その7 医療職給料表(1)

その /	达 撩 顺 和	<u> 福科衣()</u>	/	
級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				, ,
2 3				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22			1	
23			1	
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30			1	
31				
32				
33				1
34				1
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41			1	
42				
43				
43				
44				

~ 級				
号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
45	,			
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				1
54				1
55 55				
56 57				
57 50				
58				
59				
60				
61				1
62				
63				
64				
65				1
66				1
67				
68				
69				
70				
71				1
72				
73				1
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
82 83				
84				
			2	
85 86			Δ	
86				
87				
88				
89				
計	0 人	0 人	5 人	7 人
平均給料月額	円	円	474,860 円	561,343 円
平均年齢	歳	歳	50.4 歳	57.9 歳
			計	12 人
			平均給料月額	525,308 円
			平均年齢	54.8 歳

-40 -

-41 -

第3表 給料表別、級別、年齢別職員数・平均給料月額 その1 全給料表

大き 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日	
株理 株理 株理 株理 株理 株理 株理 株理	
株 大 円 大 円 大 円 大 円 大 円 大 円 大 円 大 円 大 円 大 日 日	均
18 5 151,700 9 157,000 19 19 151,856 6 157,933 17 159,465 12 160,525 160 180,873 25 179,152 4 213,720 5 204,67 23 189 184,312 34 181,221 2 215,904 2 204,67 24 206 193,067 37 189,622 3 224,432 2 25 198 200,112 26 195,012 7 237,358 5 229,19 26 247 208,453 34 207,759 5 244,691 5 240,46 27 244 214,921 30 215,137 5 258,690 4 249,67 28 222 224,467 30 222,190 8 259,441 3 250,525 29 197 231,311 38 229,258 7 278,631 4 262,93 30 223	<u>観</u> 円
19 9 151,856 6 157,933 8 8 8 20 17 159,465 12 160,525 8 8 21 160,525 204,677 22 160 180,873 25 179,152 4 213,720 5 204,677 23 189 184,312 34 181,221 2 215,904 2 204,67 24 206 193,067 37 189,622 3 224,432 225 198 200,112 26 195,012 7 237,358 5 229,19 26 247 208,453 34 207,759 5 244,691 5 240,46 27 244 214,921 30 215,137 5 258,690 4 244,60 27 244 214,921 30 222,190 8 259,441 3 250,25 29 197 231,311 38 229,258 7 278,631 4 262,35 3 30 203 243,306 35	۲,
20 17 159,465 12 160,525 8 8 21 39 163,918 13 167,277 3 25 179,152 4 213,720 5 204,67 23 189 184,312 34 181,221 2 215,904 2 204,67 24 206 193,067 37 189,622 3 224,432 224,432 25 198 200,112 26 195,012 7 237,358 5 229,19 26 247 208,453 34 207,759 5 244,691 5 240,46 27 244 214,921 30 215,137 5 258,690 4 249,67 28 222 224,467 30 222,190 8 259,441 3 250,25 29 197 231,311 38 229,258 7 278,631 4 262,25 31 159 250,376 23	
21 39 163,918 13 167,277 20 160 180,873 25 179,152 4 213,720 5 204,67 23 189 184,312 34 181,221 2 215,904 2 204,67 24 206 193,067 37 189,622 3 224,432 25 198 200,112 26 195,012 7 237,358 5 229,19 26 247 208,453 34 207,759 5 244,691 5 240,46 27 244 214,921 30 215,137 5 258,690 4 249,67 28 222 224,467 30 222,190 8 259,441 3 250,25 29 197 231,311 38 229,258 7 278,631 4 262,93 30 203 243,306 35 240,217 9 289,409 1 259,58 31 159 250,766 23 244,304 7 296,62	
22 160 180,873 25 179,152 4 213,720 5 204,67 23 189 184,312 34 181,221 2 215,904 2 204,67 24 206 193,067 37 189,622 3 224,432 2 25 198 200,112 26 195,012 7 237,358 5 229,19 26 247 208,453 34 207,759 5 244,691 5 240,46 27 244 214,921 30 215,137 5 258,690 4 249,67 28 222 224,467 30 222,190 8 259,441 3 250,25 29 197 231,311 38 229,258 7 278,631 4 262,93 30 203 243,306 35 240,217 9 289,409 1 259,58 31 159 250,376 23 244,304<	
23 189 184,312 34 181,221 2 215,904 2 204,67 24 206 193,067 37 189,622 3 224,432 2 25 198 200,112 26 195,012 7 237,358 5 229,19 26 247 208,453 34 207,759 5 244,691 5 240,46 27 244 214,921 30 215,137 5 258,690 4 249,67 28 222 224,467 30 222,190 8 259,441 3 250,25 29 197 231,311 38 229,258 7 278,631 4 262,93 30 203 243,306 35 240,217 9 289,409 1 259,58 31 159 250,376 23 244,304 7 296,623 1 303,49 32 174 261,166 37 253,051<	0
24 206 193,067 37 189,622 3 224,432 2 25 198 200,112 26 195,012 7 237,358 5 229,19 26 247 208,453 34 207,759 5 244,691 5 240,46 27 244 214,921 30 215,137 5 258,690 4 249,67 28 222 224,467 30 222,190 8 259,441 3 250,25 29 197 231,311 38 229,258 7 278,631 4 262,93 30 203 243,306 35 240,217 9 289,409 1 259,58 31 159 250,376 23 244,304 7 296,623 1 303,49 32 174 261,166 37 253,051 5 310,045 10 297,11 33 157 273,141 38 266,592	
25 198 200,112 26 195,012 7 237,358 5 229,19 26 247 208,453 34 207,759 5 244,691 5 240,46 27 244 214,921 30 215,137 5 258,690 4 249,67 28 222 224,467 30 222,190 8 259,441 3 250,25 29 197 231,311 38 229,258 7 278,631 4 262,93 30 203 243,306 35 240,217 9 289,409 1 259,58 31 159 250,376 23 244,304 7 296,623 1 303,49 32 174 261,166 37 253,051 5 310,045 10 297,11 33 157 273,141 38 266,592 8 317,096 5 306,38 34 135 276,517 43<	2
26 247 208,453 34 207,759 5 244,691 5 240,466 27 244 214,921 30 215,137 5 258,690 4 249,67 28 222 224,467 30 222,190 8 259,441 3 250,25 29 197 231,311 38 229,258 7 278,631 4 262,93 30 203 243,306 35 240,217 9 289,409 1 259,58 31 159 250,376 23 244,304 7 296,623 1 303,49 32 174 261,166 37 253,051 5 310,045 10 297,11 33 157 273,141 38 266,592 8 317,096 5 306,38 34 135 276,517 43 267,144 4 333,138 2 309,98 36 106 294,650 26	_
27 244 214,921 30 215,137 5 258,690 4 249,67 28 222 224,467 30 222,190 8 259,441 3 250,25 29 197 231,311 38 229,258 7 278,631 4 262,93 30 203 243,306 35 240,217 9 289,409 1 259,58 31 159 250,376 23 244,304 7 296,623 1 303,49 32 174 261,166 37 253,051 5 310,045 10 297,11 33 157 273,141 38 266,592 8 317,096 5 306,38 34 135 276,517 43 267,144 4 333,138 2 309,98 35 131 288,547 35 280,971 6 328,583 8 327,49 36 106 294,650 26<	
28 222 224,467 30 222,190 8 259,441 3 250,25 29 197 231,311 38 229,258 7 278,631 4 262,93 30 203 243,306 35 240,217 9 289,409 1 259,58 31 159 250,376 23 244,304 7 296,623 1 303,49 32 174 261,166 37 253,051 5 310,045 10 297,11 33 157 273,141 38 266,592 8 317,096 5 306,38 34 135 276,517 43 267,144 4 333,138 2 309,98 35 131 288,547 35 280,971 6 328,583 8 327,49 36 106 294,650 26 286,500 4 351,130 4 338,34 37 115 298,310 23<	
29 197 231,311 38 229,258 7 278,631 4 262,93 30 203 243,306 35 240,217 9 289,409 1 259,58 31 159 250,376 23 244,304 7 296,623 1 303,49 32 174 261,166 37 253,051 5 310,045 10 297,11 33 157 273,141 38 266,592 8 317,096 5 306,38 34 135 276,517 43 267,144 4 333,138 2 309,98 35 131 288,547 35 280,971 6 328,583 8 327,49 36 106 294,650 26 286,500 4 351,130 4 338,34 37 115 298,310 23 289,148 6 361,383 1 347,15 38 105 310,487 35<	
30 203 243,306 35 240,217 9 289,409 1 259,58 31 159 250,376 23 244,304 7 296,623 1 303,49 32 174 261,166 37 253,051 5 310,045 10 297,11 33 157 273,141 38 266,592 8 317,096 5 306,38 34 135 276,517 43 267,144 4 333,138 2 309,98 35 131 288,547 35 280,971 6 328,583 8 327,49 36 106 294,650 26 286,500 4 351,130 4 338,34 37 115 298,310 23 289,148 6 361,383 1 347,15 38 105 310,487 35 313,783 8 358,627 4 347,41 39 99 321,352 29 </td <td></td>	
31 159 250,376 23 244,304 7 296,623 1 303,49 32 174 261,166 37 253,051 5 310,045 10 297,11 33 157 273,141 38 266,592 8 317,096 5 306,38 34 135 276,517 43 267,144 4 333,138 2 309,98 35 131 288,547 35 280,971 6 328,583 8 327,49 36 106 294,650 26 286,500 4 351,130 4 338,34 37 115 298,310 23 289,148 6 361,383 1 347,15 38 105 310,487 35 313,783 8 358,627 4 347,41 39 99 321,352 29 312,721 4 378,508 1 341,01 40 107 331,568 30 </td <td></td>	
32 174 261,166 37 253,051 5 310,045 10 297,11 33 157 273,141 38 266,592 8 317,096 5 306,38 34 135 276,517 43 267,144 4 333,138 2 309,98 35 131 288,547 35 280,971 6 328,583 8 327,49 36 106 294,650 26 286,500 4 351,130 4 338,34 37 115 298,310 23 289,148 6 361,383 1 347,15 38 105 310,487 35 313,783 8 358,627 4 347,41 39 99 321,352 29 312,721 4 378,508 1 341,01 40 107 331,568 30 329,023 3 381,659 11 375,52 42 117 355,315 32<	
33 157 273,141 38 266,592 8 317,096 5 306,38 34 135 276,517 43 267,144 4 333,138 2 309,98 35 131 288,547 35 280,971 6 328,583 8 327,49 36 106 294,650 26 286,500 4 351,130 4 338,34 37 115 298,310 23 289,148 6 361,383 1 347,15 38 105 310,487 35 313,783 8 358,627 4 347,41 39 99 321,352 29 312,721 4 378,508 1 341,01 40 107 331,568 30 329,023 3 381,659 11 375,52 41 93 347,195 31 334,823 5 381,659 11 375,52 42 117 355,315 32 </td <td></td>	
34 135 276,517 43 267,144 4 333,138 2 309,98 35 131 288,547 35 280,971 6 328,583 8 327,49 36 106 294,650 26 286,500 4 351,130 4 338,34 37 115 298,310 23 289,148 6 361,383 1 347,15 38 105 310,487 35 313,783 8 358,627 4 347,41 39 99 321,352 29 312,721 4 378,508 1 341,01 40 107 331,568 30 329,023 3 381,659 11 375,52 41 93 347,195 31 334,823 5 381,659 11 375,52 42 117 355,315 32 348,381 7 381,898 2 382,98 43 125 364,090 36 </td <td></td>	
35 131 288,547 35 280,971 6 328,583 8 327,49 36 106 294,650 26 286,500 4 351,130 4 338,34 37 115 298,310 23 289,148 6 361,383 1 347,15 38 105 310,487 35 313,783 8 358,627 4 347,41 39 99 321,352 29 312,721 4 378,508 1 341,01 40 107 331,568 30 329,023 3 383,136 4 367,82 41 93 347,195 31 334,823 5 381,659 11 375,52 42 117 355,315 32 348,381 7 381,898 2 382,98 43 125 364,090 36 355,981 4 414,830 6 389,86 44 165 369,398 60 <td></td>	
36 106 294,650 26 286,500 4 351,130 4 338,34 37 115 298,310 23 289,148 6 361,383 1 347,15 38 105 310,487 35 313,783 8 358,627 4 347,41 39 99 321,352 29 312,721 4 378,508 1 341,01 40 107 331,568 30 329,023 3 383,136 4 367,82 41 93 347,195 31 334,823 5 381,659 11 375,52 42 117 355,315 32 348,381 7 381,898 2 382,98 43 125 364,090 36 355,981 4 414,830 6 389,86 44 165 369,398 60 365,435 8 408,811 3 392,04 45 158 375,144 62 <td></td>	
37 115 298,310 23 289,148 6 361,383 1 347,15 38 105 310,487 35 313,783 8 358,627 4 347,41 39 99 321,352 29 312,721 4 378,508 1 341,01 40 107 331,568 30 329,023 3 383,136 4 367,82 41 93 347,195 31 334,823 5 381,659 11 375,52 42 117 355,315 32 348,381 7 381,898 2 382,98 43 125 364,090 36 355,981 4 414,830 6 389,86 44 165 369,398 60 365,435 8 408,811 3 392,04 45 158 375,144 62 368,785 16 410,832 6 386,55 46 158 379,516 55 </td <td></td>	
38 105 310,487 35 313,783 8 358,627 4 347,41 39 99 321,352 29 312,721 4 378,508 1 341,01 40 107 331,568 30 329,023 3 383,136 4 367,82 41 93 347,195 31 334,823 5 381,659 11 375,52 42 117 355,315 32 348,381 7 381,898 2 382,98 43 125 364,090 36 355,981 4 414,830 6 389,86 44 165 369,398 60 365,435 8 408,811 3 392,04 45 158 375,144 62 368,785 16 410,832 6 386,55 46 158 379,516 55 377,175 9 412,876 4 407,19 47 179 383,174 66 378,644 11 424,301 6 416,95 48 230 387,301 38 378,308 10 436,894 1 426,20 49 250 391,428 38 382,295 <td></td>	
39 99 321,352 29 312,721 4 378,508 1 341,01 40 107 331,568 30 329,023 3 383,136 4 367,82 41 93 347,195 31 334,823 5 381,659 11 375,52 42 117 355,315 32 348,381 7 381,898 2 382,98 43 125 364,090 36 355,981 4 414,830 6 389,86 44 165 369,398 60 365,435 8 408,811 3 392,04 45 158 375,144 62 368,785 16 410,832 6 386,55 46 158 379,516 55 377,175 9 412,876 4 407,19 47 179 383,174 66 378,644 11 424,301 6 416,95 48 230 387,301 38<	
40 107 331,568 30 329,023 3 383,136 4 367,82 41 93 347,195 31 334,823 5 381,659 11 375,52 42 117 355,315 32 348,381 7 381,898 2 382,98 43 125 364,090 36 355,981 4 414,830 6 389,86 44 165 369,398 60 365,435 8 408,811 3 392,04 45 158 375,144 62 368,785 16 410,832 6 386,55 46 158 379,516 55 377,175 9 412,876 4 407,19 47 179 383,174 66 378,644 11 424,301 6 416,95 48 230 387,301 38 378,308 10 436,894 1 426,20 49 250 391,428 3	2
41 93 347,195 31 334,823 5 381,659 11 375,52 42 117 355,315 32 348,381 7 381,898 2 382,98 43 125 364,090 36 355,981 4 414,830 6 389,86 44 165 369,398 60 365,435 8 408,811 3 392,04 45 158 375,144 62 368,785 16 410,832 6 386,55 46 158 379,516 55 377,175 9 412,876 4 407,19 47 179 383,174 66 378,644 11 424,301 6 416,95 48 230 387,301 38 378,308 10 436,894 1 426,20 49 250 391,428 38 382,295 16 429,931 3 428,33 50 307 394,448 26 381,427 12 439,213 5 423,16 51 22	6
42 117 355,315 32 348,381 7 381,898 2 382,98 43 125 364,090 36 355,981 4 414,830 6 389,86 44 165 369,398 60 365,435 8 408,811 3 392,04 45 158 375,144 62 368,785 16 410,832 6 386,55 46 158 379,516 55 377,175 9 412,876 4 407,19 47 179 383,174 66 378,644 11 424,301 6 416,95 48 230 387,301 38 378,308 10 436,894 1 426,20 49 250 391,428 38 382,295 16 429,931 3 428,33 50 307 394,448 26 381,427 12 439,213 5 423,16 51 222 397,746 46 388,839 20 439,906 1 413,29	2
43 125 364,090 36 355,981 4 414,830 6 389,86 44 165 369,398 60 365,435 8 408,811 3 392,04 45 158 375,144 62 368,785 16 410,832 6 386,55 46 158 379,516 55 377,175 9 412,876 4 407,19 47 179 383,174 66 378,644 11 424,301 6 416,95 48 230 387,301 38 378,308 10 436,894 1 426,20 49 250 391,428 38 382,295 16 429,931 3 428,33 50 307 394,448 26 381,427 12 439,213 5 423,16 51 222 397,746 46 388,839 20 439,906 1 413,29	0
44 165 369,398 60 365,435 8 408,811 3 392,04 45 158 375,144 62 368,785 16 410,832 6 386,55 46 158 379,516 55 377,175 9 412,876 4 407,19 47 179 383,174 66 378,644 11 424,301 6 416,95 48 230 387,301 38 378,308 10 436,894 1 426,20 49 250 391,428 38 382,295 16 429,931 3 428,33 50 307 394,448 26 381,427 12 439,213 5 423,16 51 222 397,746 46 388,839 20 439,906 1 413,29	0
45 158 375,144 62 368,785 16 410,832 6 386,55 46 158 379,516 55 377,175 9 412,876 4 407,19 47 179 383,174 66 378,644 11 424,301 6 416,95 48 230 387,301 38 378,308 10 436,894 1 426,20 49 250 391,428 38 382,295 16 429,931 3 428,33 50 307 394,448 26 381,427 12 439,213 5 423,16 51 222 397,746 46 388,839 20 439,906 1 413,29	1
46 158 379,516 55 377,175 9 412,876 4 407,19 47 179 383,174 66 378,644 11 424,301 6 416,95 48 230 387,301 38 378,308 10 436,894 1 426,20 49 250 391,428 38 382,295 16 429,931 3 428,33 50 307 394,448 26 381,427 12 439,213 5 423,16 51 222 397,746 46 388,839 20 439,906 1 413,29	5
47 179 383,174 66 378,644 11 424,301 6 416,95 48 230 387,301 38 378,308 10 436,894 1 426,20 49 250 391,428 38 382,295 16 429,931 3 428,33 50 307 394,448 26 381,427 12 439,213 5 423,16 51 222 397,746 46 388,839 20 439,906 1 413,29	6
48 230 387,301 38 378,308 10 436,894 1 426,20 49 250 391,428 38 382,295 16 429,931 3 428,33 50 307 394,448 26 381,427 12 439,213 5 423,16 51 222 397,746 46 388,839 20 439,906 1 413,29	
49 250 391,428 38 382,295 16 429,931 3 428,33 50 307 394,448 26 381,427 12 439,213 5 423,16 51 222 397,746 46 388,839 20 439,906 1 413,29	9
50 307 394,448 26 381,427 12 439,213 5 423,16 51 222 397,746 46 388,839 20 439,906 1 413,29	0
51 222 397,746 46 388,839 20 439,906 1 413,29	7
	5
59 909 205 650 20 204 277 7 444 209 9 407 45	6
52 202 395,650 30 394,377 7 444,302 2 427,45	2
53 233 398,825 37 403,827 31 443,426 4 426,42	0
54 271 404,370 50 404,276 24 447,511 2 429,69	0
55 209 405,463 49 401,159 14 450,013 1 429,83	2
56 189 410,929 36 412,819 28 452,901 4 436,18	5
57 250 418,965 43 404,835 26 452,839 1 437,60	0
58 207 421,758 41 405,800 29 452,291 4 434,79	3
59 204 419,849 37 406,862 23 452,556	
60	
61 1 488,200	
62	
63	
64 1 601,100	
65	
総計 6,995 323,076 1,461 321,099 405 402,477 135 345,66	1
平均年齢 41.1 歳 41.2 歳 46.9 歳 39.2	崩

⁽注) 給料月額には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

教育	職給料表(4)	教育	職給料表(5)	医	療職(1)	医	療職(2)
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人員	円	人員		人员		人員	— MATT/J TEX
, ,	1,3	, ,	1,4		1,3	, ,	, ,
		91	217,756			5	184,000
		122	219,131			3	189,500
		114	227,118			3	191,467
		157	237,241			6	200,983
1	246,700	176	248,637			3	212,300
		206	260,214			10	209,430
2	258,900	200	270,665			7	215,457
1	267,900	223	280,093			3	227,567
1	261,700	219	288,472			4	228,325
1	277,700	224	298,870			4	237,050
1	297,200	210	309,923			9	253,578
1	347,700	186	319,130			4	244,925
1	308,400	172	329,320			9	273,056
4	346,925	158	338,030			6	278,267
3	365,000	161	348,521			8	257,863
2	363,800	166	353,126			6	280,317
1	368,700	168	361,943			13	295,377
1	402,800	144	366,840			1	357,800
5	367,560	120	375,502			5	307,480
4	406,375	108	380,846			3	339,500
6	402,667	105	386,168			5	347,720
3	430,333	100	390,901	1	464,600	12	362,433
1	372,600	95	397,139	1	417,900	9	354,511
3	453,100	86	400,129			3	366,700
5	450,020	137	407,187			2	365,800
3	466,433	133	412,177			8	382,963
6	467,750	121	416,495			8	378,000
4	488,900	156	418,330			6	377,600
_		192	420,606			7	385,714
5	497,400	209	422,621	_		8	389,450
1	511,400	170	424,703	2	482,200	6	397,300
3	510,500	184	426,454			5	396,840
	E00 E00	175	429,083	_	500 500	6	398,867
6	509,700	166	430,287	1	526,500	4	391,700
2	511,850	150	430,757	1	563,800	3	387,467
3	495,600	145	432,353	,	550.005	12	403,517
4	524,375	181	434,089	4	556,325	11	406,609
2	485,950	197	434,743			9	410,878
2	521,800				F.C.C. 2022		
1	531,500			1	568,300		
3	527,933			1	572,900		
1	475,000						
93	436,801	6,027	354,843	12	525,308	236	320,856
4	6.3 歳		10.4 歳	5	54.8 歳	4	1.9 歳

その2 行政職給料表

その2	行政職給料表										
級		1		2		3		4		5	
区分	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	
年齢歳	人員人	和付方領 円	<u>人</u> 貝 人		人員人	<u>和作力領</u> 円	人員人	和科力領 円	人 員 人		
18	人 5	151,700	八	n	八	户	人	Ħ	八	Ħ	
19	9	151,700									
20	17	151,850 159,465									
21	39	163,918					-				
22	160	180,873									
23	25	180,573	164	184,879							
23	28	196,096	178	192,590							
25 25	13	190,030	185	200,279							
26	6	197,738	241	208,716							
27	9	205,844	233	215,119	2	232,700					
28	4	213,150	113	217,596	105	232,700					
29	3	209,000	74	222,784	120	237,127					
30	3	209,000	44	229,584	141	242,781	1	263,300	17	282,000	
31			30	232,717	104	247,086	1	269,600	24	285,908	
31			30 28	232,717	104	247,086 254,387	1	۵05,000	38	285,908 299,553	
33			26 17	243,235	90	260,970	2	281,450	48	306,206	
34			13	253,169	88	267,058	۷	201,400	34	309,926	
35			16	253,938	63	274,319			52	316,433	
36	1	234,800	14	255,514	48	280,758			42	323,102	
37	2	277,700	19	263,258	55	288,876	1	291,000	38	330,766	
38	2	211,100	7	263,857	59	296,758	1	201,000	38	337,671	
39			8	277,950	47	306,202	1	312,000	42	344,912	
40			8	280,738	23	306,052	28	331,043	46	350,711	
41			5	285,920	8	313,050	30	339,187	46	359,733	
42			2	285,900	10	312,070	45	347,869	52	364,852	
43			_	200,000	10	330,610	63	353,687	35	368,469	
44					8	337,663	93	360,109	48	377,817	
45			1	270,700	5	338,580	74	364,320	63	382,054	
46					3	346,333	83	366,745	50	384,718	
47					3	331,700	103	370,982	46	388,113	
48					5	346,660	126	372,745	58	391,426	
49					3	348,133	129	375,090	68	393,588	
50					4	349,425	159	377,682	84	396,070	
51					2	351,650	114	378,982	59	397,471	
52					4	349,225	120	381,598	46	400,828	
53					2	347,400	141	383,106	46	402,826	
54					3	352,700	158	384,394	51	403,698	
55					1	358,000	133	385,565	32	405,031	
56					1	358,000	112	385,825	26	404,992	
57							132	386,035	37	406,770	
58							122	388,450	23	407,617	
59							110	389,462	32	407,613	
60											
61											
62											
63											
64											
65											
計	321	180,854	1,400	211,055	1,125	264,349	2,081	376,268	1,321	368,458	
平均年齢	2	2.5 歳	2	6.9 歳	3	3.4 歳	5	1.1 歳	4	4.9 歳	

級		6		7		8		 合 計
区分		平 均		平 均		平 均		平 均
年齢歳	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額
	人	円	人	円	人	円	人	円
18							5	151,700
19							9	151,856
20							17	159,465
21							39	163,918
22							160	180,873
23							189	184,312
24							206	193,067
25							198	200,112
26							247	208,453
27							244	214,921
28							222	224,467
29							197	231,311
30							203	243,306
31							159	250,376
32							174	261,166
33							157	273,141
34							135	276,517
35							131	288,547
36	1	374,200					106	294,650
37							115	298,310
38			1	413,900			105	310,487
39			1	400,400			99	321,352
40	2	395,400					107	331,568
41	4	407,950					93	347,195
42	8	406,613					117	355,315
43	17	413,318					125	364,090
44	16	414,006					165	369,398
45	15	418,673					158	375,144
46	22	420,400					158	379,516
47	27	426,989					179	383,174
48	39	428,479	2	483,350			230	387,301
49	47	429,877	3	485,967			250	391,428
50	52	432,871	8	483,388			307	394,448
51	39	434,687	8	498,588			222	397,746
52	27	436,733	4	493,775	1	527,500	202	395,650
53	37	439,076	7	491,100	_	,	233	398,825
54	38	437,092	19	499,321	2	553,350	271	404,370
55	24	438,896	17	499,224	2	561,150	209	405,463
56	30	440,360	15	502,640	5	562,980	189	410,929
57	45	438,378	21	497,648	15	570,440	250	418,965
5 <i>1</i> 58	24	430,376	24	502,692	14	562,279	207	421,758
59	35	443,743	17	498,265	10	576,320	204	419,849
60	აა	TTU,170	11	100,400	10	010,040	404	713,043
61			1	488,200			1	488,200
62			1	400,400			1	100,200
63								
63 64					1	601 100	1	601 100
					1	601,100	1	601,100
65 ≅l.	E40	499 900	1.40	406 507	F0	EC7 004	6.005	202.072
計	549	432,396	148	496,587	50	567,284	6,995	323,076
平均年齢	5	1.4 歳	5	5.1 歳	5	7.4 歳	4	1.1 歳

第4表 ラスパイレス指数

	平成30年	平成29年	平成28年
神戸市	100.8	101.0	100.8
指定都市 の平均	100.3	99.9	100.1
指定都市中	10位	8位	11位
の順位	(20都市中)	(20都市中)	(20都市中)

⁽注) ラスパイレス指数とは、国家公務員=100として、毎年4月の給料月額を学歴別・経験年数別に比較して算出した指数である。

第5表 扶養手当の支給状況

Þ	区分			扶養手当	親族内訳		
扶養 親族数	扶養手当 受給者数	配偶者	子	配偶者が いない場合, 子の1人目	特定期間にある子	父母等	配偶者が いない場合, 父母等の1人目
		当数 配偶者 子 配偶者だいない場合 子の1人 8,000 円 11,000 円 (加算額	1,000円 (加算額)	5,000円 (加算額)	6,500 円	1,000円 (加算額)	
1 人	2,231 人	940 人	1,094 人	134 人	461 人	197 人	130 人
2 人	2,048	922	3,056	56	1,124	118	24
3 人	1,485	1,153	3,238	9	1,082	64	4
4 人	381	342	1,139		293	43	
5 人	54	47	202	1	58	21	
6 人	7	6	29		7	7	
7 人	1	1	6				
計	6,207	3,411	8,764	200	3,025	450	158
非支給者	9,157						
合計	15,364						

⁽注)1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者である。

² 特定期間にある子とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。

第6表 管理職手当の支給状況

区分給料表	受給者(人)	受給者平均支給額(円)	全職員平均支給額(円)	
行政職	747	94,950	10,140	
消防職	69	94,014	4,440	
教育職(2)	23	74,470	4,229	
教育職(3)	17	71,741	9,034	
教育職(4)	5	65,400	3,516	
教育職(5)	496	68,731	5,656	
医療職(1)	12	96,833	96,833	
医療職(2)	14	87,286	5,178	
合計	1,383	84,707	7,625	

第7表 住居手当の支給状況

	住居の種類	持	家	賃 貸	住 宅	その他	計
区分		市内	市外	市内	市外	その他	計
全給料表	世帯主又は これに 準ずる者	5,962 人	_	2,662 人	513 人		9,137 人
生柏科衣	非支給者	5,31	7	737		173	6,227
行政職	世帯主又は これに 準ずる者	2,520 -		1,212	290		4,022
給料表	非支給者	2,48	1	375		117	2,973

⁽注) 平成28年度より、市内・市外の区分が新たに設けられた。

第8表 再任用職員の給料表別,級別人員

(1) フルタイム勤務職員

			אל אייר נעני נ							
 給料	北丰					級				
市口个	十衣	計	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政	女職	136			15	4	94	21	1	1
消防	方職	3			2	1				
教育耶	哉(2)	56		55		1				
教育耶	哉(3)	12		1	11	•				
教育耶	散(4)	2			2					
教育耶	散(5)	218		205			13			
医療耶	散(1)	0								
医療耶	哉(2)	5			1		4			
給料	表計	432								
	60歳	145								
	61歳	122								
	62歳	61								
	63歳	53								
	64歳	51								

⁽注) 該当人員0の級は空欄とした(次表において同じ。)。

(2) 短時間勤務職員

		-1								
公 公业	斗表					級				
	710	計	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政	汝職	648			304	101	220	20	2	1
消	方職	48			37	6	3	2		
教育	膱(2)	11		11						
教育	膱(3)	0								
教育	職(4)	0								
教育	膱(5)	268		268						
医療	膱(1)	0								
医療	職(2)	30			12	10	8			
給料	表計	1,005								
	60歳	176								
	61歳	177								
	62歳	211								
	63歳	234								
	64歳	207								

第2部 民間給与等の実態

2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査は,例 年どおり人事院及び全国の人事委員会と共同して行った。

本年の調査の概要は次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与と民間企業の従業員の給与とを比較検討するため、平成 31 年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

(1)調査対象事業所

平成 31 年 4 月分最終給与締切日現在において,企業規模 50 人以上で,かつ事業所規模 50 人以上の神戸市内の民間事業所のうち,宗教,外国公務に分類される事業所を除いた全ての事業所,727 事業所を対象とした。

(2)調査対象職種

76 職種(事務・技術関係職種 22 職種、その他の職種 54 職種)

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を企業規模別,本・支店別に給与水準が同程度の15のグループに層化し,企業規模等に偏りが出ないように,更に給与の比較の対象となる従業員(該当従業員)が各層から同じ割合で抽出されるよう,統計的手法に則って,各層から無作為に190事業所を抽出した。

なお、調査の完結した事業所は、51ページ第9表のとおりである。

(2)従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について,これに該当する従業員が多数に上るときは,所定の抽出率を用いて抽出した従業員について調査を行った。なお,臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3)調査実人員

初任給関係で 675 人(うち事務・技術関係職種 632 人), 4月分給与関係で 9,386 人(うち事務・技術関係職種 8,359 人)の計 10,061 人である。なお,調査職種該当者(母集団)の推定数は55,857人(うち事務・技術関係職種 46,091人)である。

4 調査事項

(1) 事業所単位

各種手当の支給状況,特別給(賞与)の支給状況,給与改定状況 及び賞与の考課査定の割合等

(2) 従業員単位

4月の給与月額,初任給額等

5 調査結果の集計

総計及び平均の算出に際しては、全て母集団に復元して行った。

第9表 産業分類別,企業規模別調査事業所数

企業規模	全 規 模				
産業分類		500人以上	100人以上500人未満	50人以上100人未満	
全産業	173 事業所	84 事業所	64 事業所	25 事業所	
建設業	6	3	2	1	
製造業	62	29	23	10	
電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業,郵便業	28	15	8	5	
卸売業, 小売業	18	7	10	1	
金融業,保険業, 不動産業,物品賃貸業	13	9	4	0	
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	46	21	17	8	

⁽注) 1 上記の他,調査実施に際し,企業規模・事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明 した事業所が4事業所,調査不能の事業所が13事業所あった。

第10表 対応級表

規模級	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模50人以上100人未満
8	支店長,工場長		
7	部長, 部次長	支店長,工場長	
6	課長	部長, 部次長	支店長, 工場長
5	課長代理, 係長	課長	部長, 部次長, 課長
4	係長, 主任	課長代理,係長	課長代理
3	主任	係長	係長
2	係員	主任	主任
1	体貝	係員	係員

⁽注)級とは、行政職給料表の職務の級である。

^{2 「}サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

第11表 企業規模別, 職種別, 学歴別給与月額等

その1 比較対象職種

(1) 全規模

	(1)		. ኦ ፓር 13			平成31年	4月平均支給	3額(円)	
	職種勻			調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	備 考
	支	店	長	19	52.1	847,234	1,399	845,835	
	大	学	卒	14	51.7	878,232	1,673	876,559	構成員50人以上の支店の長
	短	大	卒	2	54.2	791,501	0	791,501	(取締役兼任者を除く)
事	高	校	卒	3	52.4	720,890	888	720,002	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	
	事 務	部	長	379	52.3	639,074	2,320	636,754	○構成員20人又は2課以上の部相
	大	学	卒	323	52.2	645,380	2,315	643,065	当の組織の長(取締役兼任者を除く)
務	短	大	卒	21	50.8	585,257	404	584,853	○職責が上記部の長と同等と認め
	高	校	卒	35	53.5	611,880	3,571	608,309	られる部の長及び部長級専門職
	中	学	卒	_	_	_	_	_	(取締役兼任者を除く)
	事務			177	52.1	600,351	9,270	591,081	○前記部長に事故等のあるときの
•	大	学	卒	150	52.2	608,951	8,273	600,678	職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認
	短	大	卒	7	50.9	548,765	12,774	535,991	められる部の次長及び部次長級専
	高	校	卒	19	51.3	559,083	15,962	543,121	門職
	中	学	卒	1	*	*	*	*	○中間職(部長―課長間)
技	事 務		長	773	49.3	550,659	6,174	544,485	
	大	学	卒	601	49.0	555,629	5,735	549,894	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長
	短	大	卒	51	49.4	519,263	6,938	512,325	○職責が上記課の長と同等と認め
	高	校	卒	121	51.3	536,789	8,276	528,513	られる課の長及び課長級専門職
術	中	学	卒	_	_	_	_	_	
,,,,	事務課			445	47.0	511,638	45,407	466,231	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者
	大	学	卒	322	46.2	515,835	47,570	468,265	○課長に直属し部下に係長又は部下4
	短	大	卒	38	47.4	461,625	33,651	427,974	人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら
関	高	校	卒	84	50.1	513,634	41,203	472,431	れる課長代理及び課長代理級専門職
150	中	学	卒	1	*	*	*	*	○中間職(課長―係長間)
	事務	係	長	616	45.5	471,241	56,809	414,432	
	大	学	卒	361	43.9	479,671	60,525	419,146	
係	短	大	卒	72	46.8	416,106	46,478	369,628	○係の長又は係長級専門職
尔	高	校	卒	181	49.8	469,774	50,169	419,605	
	中	学	卒	2	53.6	484,493	44,751	439,742	
	事務	主	任	650	41.4	394,244	46,349	347,895	○係長のいる事業所において主任の職名を有する者
m#h	大	学	卒	409	39.0	393,557	49,366	344,191	○係長のいない事業所の主任のうち部
職	短	大	卒	87	44.8	379,555	43,695	335,860	下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる
	高	校	卒	151	47.3	405,604	37,319	368,285	主任
	中	学	卒	3	44.3	401,560	65,140	336,420	○中間職(係長―係員間)
	事務	係	員	2,607	37.3	338,395	44,483	293,912	
種	大	学	卒	1,737	35.5	344,532	47,708	296,824	
	短	大	卒	365	41.9	326,233	38,880	287,353	
	高	校	卒	500	41.0	321,990	35,313	286,677	
(24-)	中和本件	学	卒	5	55.5	410,336	70,214	340,122	(人と十分を5つ押ナ「J. J.) マンフ

⁽注) 調査実人員が1人の場合については、平均年齢及び平成31年4月分平均給与支給額の欄を「*」としている。

				=m - -	77 I.A	平成31年	4月平均支給	額(円)	
	職種			調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	備考
	I	場	長	13	53.0	665,220	0	665,220	
	大	学	卒	12	52.7	675,383	0	675,383	構成員50人以上の工場の長
	短	大	卒	-	_	_	_	-	(取締役兼任者を除く)
事	高	校	卒	1	*	*	*	*	
	中	学	卒		_	_	_	_	
	技術		長	154	53.4	737,575	27	737,548	○構成員20人又は2課以上の部相
	大	学	卒	127	53.5	748,928	32	748,896	当の組織の長(取締役兼任者を除く)
務	短	大	卒	16	52.3	678,754	0	678,754	○職責が上記部の長と同等と認め
	高	校	卒	11	52.8	682,596	0	682,596	られる部の長及び部長級専門職
	中	学	卒	_	_	_	_	_	(取締役兼任者を除く)
	技術			69	52.5	674,346	155	674,191	○前記部長に事故等のあるときの
•	大	学	卒	61	52.4	679,632	176	679,456	職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認
	短	大	卒	7	52.9	621,084	0	621,084	められる部の次長及び部次長級専
	高	校	卒	1	*	*	*	*	門職
	中	学	卒	_	_	_	-	_	○中間職(部長─課長間)
技	技術		長	386	48.2	599,901	6,206	593,695	
	大	学	卒	285	47.6	597,912	6,715	591,197	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長
	短	大	卒	44	50.4	612,346	449	611,897	○職責が上記課の長と同等と認め
	高	校	卒	57	49.2	598,742	9,045	589,697	られる課の長及び課長級専門職
術	+	学	卒	-	-		-	-	
	技術認			221	44.3	554,642	34,959	519,683	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者
	大	学	卒	177	43.6	555,676	33,986	521,690	○課長に直属し部下に係長又は部下4
	短	大	卒	15	45.2	560,730	42,408	518,322	人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら
関	高	校	卒	29	51.3	536,075	39,466	496,609	れる課長代理及び課長代理級専門職
,,,	中 46	学	卒	- 070	40.0	-	104700	405.000	○中間職(課長─係長間)
	技術		長	276	46.9	510,699	104,763	405,936	
	大	学士	卒	140	45.0	508,434	116,418	392,016	○核の巨力は核巨処害明晩
係	短	大	卒	34	46.7	504,205	110,645	393,560	○係の長又は係長級専門職
VI	高中	校	卒	96 6	49.7	512,549	85,569	426,980	
	中生体	学	卒	6	48.8	594,247	90,317	503,930	○反目の1、7 東光記により、イナバの隙
	技術		任	266	41.1	421,620	87,832	333,788	○係長のいる事業所において主任の職名を有する者
職	大	学士	卒	109	40.4	424,213	90,018	334,195	○係長のいない事業所の主任のうち部下を有する者
刊以	短	大	卒	37	42.8	393,080	82,042	311,038	○職責が上記主任と同等と認められる
	高中	校学	卒卒	117 3	41.1 47.0	425,056	86,408 170,423	338,648	主任 ○中間職(係長─係員間)
	技術		<u> </u>	1,308	39.1	520,890 386,971	62,057	350,467 324,914	〇 內塊 (外及 水具間/
種	大大	学	卒	611	39.1 38.3	412,653	69,370	343,283	
作里	短	子大	卒卒	120	39.4	383,108	62,176	343,283	
	高	校	卒卒	570	39.4 39.7	367,531	56,331	320,932	
	中	学	卒卒		39.7 45.3			298,046	
	T	子	4	7	40.3	351,547	53,501	290,U40	l

(2) 企業規模500人以上

	(2)		. A /s	兄快300人		平成31年	4月平均支給	·額(円)	
	職種의	-		調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	備 考
	支	店	長	18	52.0	855,171	1,474	853,697	
	大	学	卒	14	51.7	878,232	1,673	876,559	構成員50人以上の支店の長
	短	大	卒	2	54.2	791,501	0	791,501	(取締役兼任者を除く)
事	高	校	卒	2	51.5	732,400	1,377	731,023	
	中	学	卒	_	_	_	_		
	事務	部	長	218	51.4	682,435	3,778	678,657	○構成員20人又は2課以上の部相
	大	学	卒	195	51.4	682,791	3,566	679,225	当の組織の長(取締役兼任者を除く)
務	短	大	卒	7	49.5	683,042	1,099	681,943	○職責が上記部の長と同等と認め
	高	校	卒	16	52.1	677,335	8,000	669,335	られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	中 中	学	卒	_		-	-		
		部次		124	52.3	620,143	12,437	607,706	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者
•	大	学	卒	107	52.5	627,610	10,635	616,975	◎職責が上記部の次長と同等と認
	短	大	卒	5	52.9	565,978	17,591	548,387	められる部の次長及び部次長級専
	高中	校	卒	12	50.6	580,825	25,339	555,486	門職 ○中間職(部長一課長間)
	事務	学 課	卒 長	F0F	40.7	F70 007	7 506	E71 411	O THOMA (HEX BAXIE)
技	学初	学	文卒	505 418	49.7 49.4	578,997 577,006	7,586 6,936	571,411 570,070	○構成員10人又は2係以上の課相
	短	大	卒卒	418 21	49.4 51.1	582,710	8,695	570,070	当の組織の長
	高	校	卒	66	51.7	592,570	12,055	580,515	○職責が上記課の長と同等と認め
	中	学	卒	-	J1.1 -	592,570 _	12,000	J00,J15 -	られる課の長及び課長級専門職
術	事務課			305	47.3	534,175	48,026	486,149	○前記課長に事故等のあるときの職務
	大	学	卒	228	46.5	533,427	50,608	482,819	代行者
	短	大	卒	11	46.5	511,511	20,813	490,698	○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者
	高	校	卒	65	50.9	541,411	42,969	498,442	○職責が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
関	中	学	卒	1	*	*	*	*	○中間職(課長─係長間)
	事 務	係	長	400	45.8	493,064	63,742	429,322	
	大	学	卒	243	44.0	495,854	68,310	427,544	
	短	大	卒	25	47.5	443,531	45,418	398,113	○係の長又は係長級専門職
係	高	校	卒	131	51.3	496,413	53,729	442,684	
	中	学	卒	1	*	*	*	*	
	事 務	主	任	376	41.3	404,572	52,029	352,543	○係長のいる事業所において主任の職
	大	学	卒	231	39.0	405,281	56,192	349,089	名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部
職	短	大	卒	43	45.4	400,140	51,749	348,391	下を有する者
	高	校	卒	102	47.1	404,420	37,123	367,297	○職責が上記主任と同等と認められる 主任
	中	学	卒	_	_	_	-	_	○中間職(係長—係員間)
	事 務	係	員	1,459	36.4	355,533	50,474	305,059	
種	大	学	卒	992	34.7	359,993	54,018	305,975	
	短	大	卒	175	40.8	339,645	43,953	295,692	
	高	校	卒	288	40.4	347,098	39,666	307,432	
	中	学	卒	4	55.4	410,747	83,953	326,794	

				I.		平成31年	4月平均支給	3額(円)	
	職種			調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	備考
	エ	場	長	11	54.1	699,864	0	699,864	
	大	•	卒	10	53.9	715,257	0	715,257	構成員50人以上の工場の長
	短	大	卒	_	_	_	_	_	(取締役兼任者を除く)
事	高	校	卒	1	*	*	*	*	
	中	学	卒	-	-	750 004	-	750.005	
	技術	可部 学	長 卒	141 116	53.6 53.8	750,334	29 35	750,305 760,846	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除
務	短	子大	卒卒	116	53.8 52.2	760,881 692,449	ან 0	692,449	<)
伤	高	校	卒卒	10	52.2 52.6	704,068	0	704,068	○職責が上記部の長と同等と認め
	中	学	卒	10	52.0 -	704,000	_	- 104,000	られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	技術			61	52.6	692,685	172	692,513	○前記部長に事故等のあるときの
١.	大	学	卒	55	52.6	694,507	192	694,315	職務代行者
	短	大	卒	5	52.7	668,952	0	668,952	○職責が上記部の次長と同等と認
	高	校	卒	1	*	*	*	,	められる部の次長及び部次長級専 門職
	中	学	卒	_	_	_	_	_	○中間職(部長─課長間)
技	技術	声 課	長	348	48.3	611,019	6,357	604,662	
	大	学	卒	256	47.7	609,502	7,046	602,456	○構成員10人又は2係以上の課相
	短	大	卒	41	50.5	619,794	269	619,525	当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め
	高	校	卒	51	49.1	610,566	8,740	601,826	られる課の長及び課長級専門職
術	中	学	卒	_	-	_	_	_	
713	技術			219	44.2	554,933	35,080	519,853	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者
	大	•	卒	175	43.6	556,019	34,123	521,896	○課長に直属し部下に係長又は部下4
	短	大	卒	15	45.2	560,730	42,408	518,322	人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら
関	高	校	卒	29	51.3	536,075	39,466	496,609	れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)
	技術	学 テ係	卒長	-	47.0	- E10.00F	107.005	410.050	〇中间職(珠女―徐女间)
	技術	学	卒	239	47.2 45.3	518,085 519,584	107,235 122,826	410,850 396,758	
	短	大	卒卒	111 32	46.6	519,584	110,351	390,738	○係の長又は係長級専門職
係	高	校	卒	90	49.8	517,474	85,992	431,482	○ バッフ及入ばが及が、 対域
	中	学	卒	6	48.8	594,247	90,317	503,930	
	技術		任	223	41.0	430,345	90,078	340,267	○係長のいる事業所において主任の職
	大	学	- 卒	85	40.6	437,502	94,085	343,417	名を有する者
職	短	大	卒	27	41.8	402,953	82,973	319,980	○係長のいない事業所の主任のうち部下を有する者
	高	校	卒	108	40.9	429,940	87,772	342,168	○職責が上記主任と同等と認められる 主任
	中	学	卒	3	47.0	520,890	170,423	350,467	→ 中間職(係長—係員間)
	技術		員	1,039	39.3	390,658	61,887	328,771	
種	大	学	卒	434	38.4	421,315	69,890	351,425	
	短	大	卒	90	39.5	391,584	63,413	328,171	
	高	校	卒	509	39.8	369,081	56,081	313,000	
	中	学	卒	6	44.8	350,960	52,221	298,739	

(3) 企業規模100人以上500人未満

	(3)		. ~ ^	元1天100人	、以上500		4月平均支給	:額(田)	
				調査	平均			THZ (1 1)	
	職種生			実人員 (人)	年齢 (歳)	きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	備 考
	支 リ	店	長	1	*	*	*	*	
	大	学	卒	_	_	_	_	_	構成員50人以上の支店の長
	短	大	卒	_	_	_	_	-	(取締役兼任者を除く)
事	高	校	卒	1	*	*	*	*	
	中	学	卒	_		_	_	_	
	事務	部	長	146	53.6	587,430	134	587,296	○構成員20人又は2課以上の部相
	大	学	卒	117	53.7	595,040	168	594,872	当の組織の長(取締役兼任者を除く)
務	短	大	卒	11	51.0	534,501	0	534,501	○職責が上記部の長と同等と認め
	高	校	卒	18	54.3	570,415	0	570,415	られる部の長及び部長級専門職
	中 ***	学	卒	_			-	-	(取締役兼任者を除く)
		部次		47	52.0	571,164	1,995	569,169	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者
•	大	学	卒	39	51.7	579,062	2,404	576,658	職務代17名 ○職責が上記部の次長と同等と認
	短	大	卒	1	*	*	*	*	められる部の次長及び部次長級専
	高	校	卒	6	51.6	529,655	0	529,655	門職 ○中間職(部長一課長間)
-	<u> </u>	学	卒	1	*	*	*	*	〇十间城(印及 麻及间)
技	事務	課	長	255	48.6	486,509	2,165	484,344	○構成員10人又は2係以上の課相
	大	学	卒	176	47.8	493,734	1,358	492,376	当の組織の長
	短	大	卒	25	49.0	474,697	4,350	470,347	○職責が上記課の長と同等と認め
	高中	校	卒	54	50.9	469,492	3,688	465,804	られる課の長及び課長級専門職
術	<u>中</u> 事務課	学	卒	132	46.0	448,599	35,437	413,162	○前記課長に事故等のあるときの職務
	子初 杯	学	卒	90	46.0 45.4	459,429	35, 437 35,840	413,102	代行者
	短	大	卒	27	48.0	433,423	41,396	390,129	○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者
	高	校	卒	15	46.6	410,765	23,559	387,206	○職責が上記課長代理と同等と認めら
関	中	学	卒	-	-	-	23,333	- 501,200	れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長─係長間)
	 事 務	係	長	198	45.3	414,647	37,966	376,681	O T INCHA (MIZZ VIIZING)
	大	学	卒	108	44.3	423,801	31,870	391,931	
	短	大	卒	46	46.1	394,332	45,413	348,919	○係の長又は係長級専門職
係	高	校	卒	43	46.6	411,723	44,648	367,075	
	中	学	卒	1	*	*	*	*	
•	事務	主	任	239	42.3	380,360	36,809	343,551	○係長のいる事業所において主任の職
	大	学	卒	153	39.7	373,512	35,234	338,278	名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部
職	短	大	卒	39	44.6	358,141	36,805	321,336	下を有する者
	高	校	卒	44	48.2	415,743	39,870	375,873	○職責が上記主任と同等と認められる 主任
	中	学	卒	3	44.3	401,560	65,140	336,420	○中間職(係長─係員間)
	事 務	係	員	983	38.3	312,367	34,775	277,592	
種	大	学	卒	666	36.7	316,759	35,403	281,356	
	短	大	卒	165	43.0	314,288	33,589	280,699	
	高	校	卒	152	40.7	286,743	32,973	253,770	
	中	学	卒	_			_	_	

					⇒m →		平成31年	4月平均支給	額(円)	
	職和				調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	備考
	エ	墁		長	2	47.5	496,491	0	496,491	
	大		学	卒	2	47.5	496,491	0	496,491	構成員50人以上の工場の長
	短		大	卒	-	_	_	_	_	(取締役兼任者を除く)
事	启	•	校	卒	-	_	_	_	_	
	中		学	卒	_	_	-	_		
		-	部	長	12	51.4	588,972	0	588,972	○構成員20人又は2課以上の部相
	大		学	卒	10	50.7	613,998	0	613,998	当の組織の長(取締役兼任者を除く)
務	短		大	卒	1	*	*	*	*	○職責が上記部の長と同等と認め
	· 启		校	卒	1	*	*	*	*	られる部の長及び部長級専門職
	4		学 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	卒	_			_		(取締役兼任者を除く)
	技術				6	49.5	518,003	0	518,003	○前記部長に事故等のあるときの際務件伝表
•	大		学	卒	5	49.6	519,103	0	519,103	職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認
	短		大	卒	1	*	*	*	*	められる部の次長及び部次長級専
	启	•	校	卒	_	_	_	_	_	門職 ○中間職(部長―課長間)
	++ 4		学 課	卒 長	 0F	46.0	450,600	4 506	440 154	O I IHJAM (HDX BYX IHJ)
技	技术		酥 学		35	46.2 45.7	452,680	4,526	448,154	○構成員10人又は2係以上の課相
	大短		子 大	卒	28		449,219	2,526	446,693	当の組織の長
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		八 校	卒卒	2 5	47.4 48.7	451,742	6,584	445,158	○職責が上記課の長と同等と認め
	中		仪 学	卒卒	ə _	40.7	472,122	14,699	457,423	られる課の長及び課長級専門職
術	技術				2	53.5	470,750	0	470,750	○前記課長に事故等のあるときの職務
	大		文I、 学	· 卒	2	53.5	470,750	0	470,750	代行者
	短		大	卒	_	-	-	_	-	○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者
	启		校	卒	_	_	_	_	_	○職責が上記課長代理と同等と認めら
関	 	•	学	卒	_	_	_	_	_	れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長─係長間)
			係	長	25	42.6	434,931	93,465	341,466	
	大		学	卒	20	41.2	432,176	92,459	339,717	
	短		大	卒	2	51.5	485,292	117,997	367,295	○係の長又は係長級専門職
係	启		校	卒	3	45.7	419,858	83,861	335,997	
	中		学	卒	_	_	_	_	_	
	技		主	任	32	40.8	350,492	70,068	280,424	○係長のいる事業所において主任の職
	大	-	学	卒	20	39.0	361,698	73,655	288,043	名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部
職	短	Ź	大	卒	6	44.1	350,126	76,446	273,680	下を有する者
	启	5	校	卒	6	43.5	312,824	51,486	261,338	○職責が上記主任と同等と認められる 主任
	中		学	卒				_		〇中間職(係長—係員間)
	技		係	員	196	36.2	333,490	61,717	271,773	
種	大		学	卒	129	36.5	344,588	62,689	281,899	
	短	Ź	大	卒	25	40.7	324,643	52,191	272,452	
	唐		校	卒	42	32.1	298,376	64,564	233,812	
	中	1	学	卒	_	_	_	_	_	

(4) 企業規模50人以上100人未満

	(4)		,,,,		以上100.		4月平均支給	額(円)	
	職種名			調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) – (B)	備 考
		吉	長	_	_	_	_	-	
	大	学	卒	_	_	_	_	_	 構成員50人以上の支店の長
+	短	大	卒	_	_	_	_	_	(取締役兼任者を除く)
事	高	校	卒	_	_	_	_	_	
	中 中	学	卒	-		-	-	-	
	事務	部	長	15	53.8	465,443	762	464,681	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除
₹Æ	大短	学大	卒卒	11 3	53.4 53.7	464,131	1,039	463,092	<)
務	造 高	校	卒卒	3 1	əə.7 *	507,067 *	0	507,067 *	○職責が上記部の長と同等と認め
	中	学	卒卒	1	↑		_	↑ -	られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
		<u>于</u> 邹 次		6	50.0	429,858	4,515	425,343	○前記部長に事故等のあるときの
	大 大	学	卒	4	50.0	419,787	6,772	413,015	職務代行者
	短	大	卒	1	*	*	*	*	○職責が上記部の次長と同等と認
	高	校	卒	1	*	*	*		められる部の次長及び部次長級専 門職
	中	学	卒	_	_	_	_	_	〇中間職(部長―課長間)
技	事 務	課	長	13	44.5	436,084	16,392	419,692	
12	大	学	卒	7	46.7	465,186	23,000	442,186	○構成員10人又は2係以上の課相
	短	大	卒	5	41.8	404,198	10,418	393,780	当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め
	高	校	卒	1	*	*	*	*	られる課の長及び課長級専門職
術	中	学	卒	_	_	_	-	_	
N13	事務課	-		8	47.4	435,930	80,339	355,591	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者
	大	学	卒	4	43.8	453,626	82,776	370,850	○課長に直属し部下に係長又は部下4
	短	大	卒	_	_	_	_	_	人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら
関	高	校	卒	4	51.0	418,234	77,903	340,331	れる課長代理及び課長代理級専門職
100	中	学	卒	-	-	-	-	-	○中間職(課長─係長間)
	事務	係	長☆	18	40.9	377,786	36,895	340,891	
	大短	学大	卒卒	10	39.1 *	397,058 *	40,694 *	356,364 *	○係の長又は係長級専門職
係	海 高	校	卒卒	1 7	42.3	334,252	17,909	316,343	○ハヘンメメントントントントが以付け版
	中	学	卒	_	74.0	55 4 ,252 -	11,909	010,0 1 0 -	
	事 務	主	任	35	36.4	323,751	22,312	301,439	○係長のいる事業所において主任の職
	大	学	卒	25	35.3	329,671	28,668	301,003	名を有する者
職	短	大	卒	5	38.4	301,192	282	300,910	○係長のいない事業所の主任のうち部下を有する者
	高	校	卒	5	40.2	316,714	12,566	304,148	○職責が上記主任と同等と認められる 主任
	中	学	卒	-	_	_	_	_	○中間職(係長─係員間)
	事 務	係	員	165	42.9	276,054	27,132	248,922	
種	大	学	卒	79	39.8	298,878	39,756	259,122	
	短	大	卒	25	46.1	267,801	23,648	244,153	
	高	校	卒	60	45.3	250,420	13,705	236,715	
	中	学	卒	1	*	*	*	*	

				/		平成31年	4月平均支給	·額(円)	
	職種			調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) – (B)	備 考
		場	長	-	-	_	-	-	
	大	学	卒	_	_	_	_	_	 構成員50人以上の工場の長
事	短	大	卒	_	_	_	_	_	(取締役兼任者を除く)
7	高中	校	卒	_	_	_	_	_	
	技術	学 · 部	卒 長	1	*	*	*	*	
	大	学	卒	1	*	*	*		○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除
務	短	大	卒	_	_	_	_	_	<)
177	高	校	卒	_	_	_	_	_	○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職
	中	学	卒	_	_	_	_	_	(取締役兼任者を除く)
	技術	•		2	56.5	473,090	0	473,090	○前記部長に事故等のあるときの
	大	学	卒	1	*	*	*	*	職務代行者
	短	大	卒	1	*	*	*	*	○職責が上記部の次長と同等と認 められる部の次長及び部次長級専
	高	校	卒	_	_	_	_	_	門職
	中	学	卒	_	_	_	_	_	○中間職(部長―課長間)
技	技術		長	3	48.7	437,800	0	437,800	
	大	学	卒	1	*	*	*	•	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長
	短	大	卒	1	*	*	*	*	○職責が上記課の長と同等と認め
	高	校	卒	1	*	*	*	*	られる課の長及び課長級専門職
術	技術部	学	卒	_		_	_	_	○前記課長に事故等のあるときの職務
	大 大	F 文 T	卒	_	<u>-</u>	_	_	_	代行者
	短	大	卒	_	_	_	_	_	○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者
	高	校	卒	_	_	_	_	_	○職責が上記課長代理と同等と認めら
関	中	学	卒	_	_	_	_	_	れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長─係長間)
	技術		長	12	47.8	459,012	56,949	402,063	
	大	学	卒	9	47.0	477,709	52,698	425,011	
, _	短	大	卒	_	-	_	_	_	○係の長又は係長級専門職
係	高	校	卒	3	50.0	402,923	69,701	333,222	
	中	学	卒	_	-	_	_	_	
	技術		任	11	45.1	375,227	74,227	301,000	○係長のいる事業所において主任の職名を有する者
Tri.L.	大	学	卒	4	41.3	391,775	65,475	326,300	○係長のいない事業所の主任のうち部
職	短	大	卒	4	49.8	371,972	82,472	289,500	下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる
	高	校	卒	3	44.0	357,503	74,903	282,600	主任
	中生物	学	卒	70	-	074 000	70.000	200 070	○中間職(係長―係員間)
錘	技術	係 学	員 卒	73 48	41.4 41.3	374,398	72,020	302,378 308,991	
種	短	子大	卒卒	48 5	29.6	386,119 298,114	77,128 58,990	239,124	
	高	校	卒卒	19	43.4	366,331	62,901	303,430	
	中	学	卒	19	45.4 *	300,331 *	% W	303,430 *	
<u> </u>	T'	十	4	1	~	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	不	不	

その2 比較対象外職種

全規模

	見模	₹				75-A01 <i>E</i>	10316+4	what (mm)	
				調査	平均		4月平均支給	(祖(円)	
		職種名		実人員 (人)	年齢 (歳)	きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	備考
関技	電	話 交	換 手	_	1	-		-	外国語の電話交換手及び見習は除く
能 係 •	自自	家 用 動 車 運	乗 転 手	5	53.6	503,889	106,416	397,473	業務委託契約等に基づき,他の事業所に おいて業務に従事している者を除く
職労	守		衛	2	47.6	414,882	75,085	339,797	
種務	用	務	員	8	58.0	259,186	4,847	254,339	
研	研	究 月	近 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く)
究	研	究 部 (詞	課) 長	46	50.9	607,034	16	607,018	2室(係)以上又は構成員7人以上の部 (課)の長
関	研	究 室 (信	系)長	1	*	*	*	*	構成員3人以上の室(係)の長
係	主	任 研	究 員	35	47.5	584,952	749	584,203	下記研究員より上位の者(研究所長,研究部(課)長,研究室(係)長を除く)
職	研	究	員	107	37.7	390,341	12,539	377,802	
種	研	究 補	助員	_	_	_	_	_	
医	病	院	長	_	_	_	_	_	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副	院	長	2	56.0	1,007,000	3,000	1,004,000	上記病院長に事故等のあるときの職務 代行者
療	医	科	長	30	44.7	1,026,303	244,695	781,608	部下に医師又は歯科医師1人以上
/京	医		師	24	32.9	911,045	329,201	581,844	
	歯	科 臣		_	_	-	_	_	
関	薬	局	長	2	51.0	462,371	46,087	,	部下に薬剤師2人以上
渕	薬	剤	師	30	36.5	385,719	76,350	309,369	
	診		泉技師	39	43.1	434,292	84,813	349,479	
1-	臨	床 検 査		37	44.1	386,483	55,831	330,652	
係	栄	養	士	19	33.1	258,111	19,803	238,308	
	理	学療	法 士	83	30.7	292,958	32,515	260,443	
	作	業療	法士	47	31.2	287,162	31,278	255,884	
職	総一	看 護	師 長	4	57.5	526,630	15,759	510,871	部下に看護師長5人以上
	看	護師		34	50.4	500,520	85,964	,	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看	護	師	179	43.1	412,331	80,865	331,466	
種 教 大	准学	看 讃 長 · 副 ⁴		52	49.1	325,112	66,187	258,925	
	学	部	長	8	61.1	756,469	0	756,469	
育	教	Let	授	50	55.9	616,365	0	616,365	
関	准	教	授	44	47.7	510,723	0	510,723	
	講品		師	30	46.9	472,928	0	472,928	
係学高	助校		教	15	37.5	373,036	0	373,036	
職			長		*	* COE CO4	*	* ECO 267	
	教教		頭諭	4 64	55.3 46.9	605,604	36,337	569,267 463 576	
種 校 海		 長 • 機	関長	9	58.7	473,185 576,766	9,609 98,356	463,576 478,410	
		等航海士・		4	40.5	608,656	202,444	406,212	
事		等 航 海 土・ 等 航 海 士・		8	33.0	389,284	62,635	326,649	
関		等航海士・		3	22.0	363,565	60,968	302,597	
係	一運	航航	士	_	-	-	-	-	
が	甲			_	_	_	_	_	
職	甲	板手・排		_	_	_	_	_	
種	甲	板員・機		_	_	_	_	_	
<u></u>									l .

第12表 民間における学歴別,企業規模別初任給

(単位:円)

		大学卒	短大•高専卒	高校卒
	計	202,279	181,942	166,087
全規模	500人以上	206,955	183,389	168,715
土.烷烷	100人以上 500人未満	196,067	178,704	161,348
	50人以上 100人未満	199,476	182,260	165,273

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される 給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、神戸市内の事業所について平均した ものである。
 - 2 職員の場合, 現行の地域手当を含む初任給月額は, 大学卒 206,080円, 短大卒 182,224円, 高校卒 169,904円である。

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

						(十压:/0)
学歴 企業	項目 類様 人	採用あり	用あり 初任給の改定状況 増額 据置き 減額			
	# <u></u>	49.9	41.1	56.7	2.2	50.1
大学卒	500人以上	47.4	50.2	49.8	0.0	52.6
八子午	100人以上 500人未満	57.6	28.7	65.7	5.6	42.4
	50人以上 100人未満	31.6	32.3	67.7	0.0	68.4
	計	27.6	41.3	58.7	0.0	72.4
高校卒	500人以上	31.5	41.3	58.7	0.0	68.5
同仪平	100人以上 500人未満	23.6	44.5	55.5	0.0	76.4
	50人以上 100人未満	10.7	0.0	100.0	0.0	89.3

(注) 初任給の改定状況の「増額」「据置き」「減額」はそれぞれ、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

	項目							
役職段階 1	企業規模	昇給制度 あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	昇給制度 なし		
	計	92.9	45.7	78.9	49.3	7.1		
係員	500人以上	89.1	36.7	87.1	56.6	10.9		
徐 貝	100人以上 500人未満	96.4	55.3	69.1	52.4	3.6		
	50人以上 100人未満	95.7	49.5	78.7	17.3	4.3		
	計	89.9	42.3	73.8	46.8	10.1		
課長級	500人以上	84.9	30.0	79.1	54.2	15.1		
	100人以上 500人未満		52.9	64.9	47.5	7.7		
	50人以上 100人未満	100.0	54.2	81.5	19.0	0.0		

⁽注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第15表 民間におけるベース改定の実施状況

(単位:%)

					(単位:%)
役職段階	項目 	ベースア _ツ プ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベア慣行なし
	計	32.3	16.0	0.5	51.2
係員	500人以上	39.2	23.8	1.1	35.9
你貝	100人以上 500人未満	29.3	10.4	0.0	60.3
	50人以上 100人未満	15.2	3.4	0.0	81.4
	計	26.6	18.2	0.6	54.6
課長級	500人以上	26.7	28.1	1.2	44.0
环文》	100人以上 500人未満	29.3	10.4	0.0	60.3
	50人以上 100人未満	17.0	3.8	0.0	79.2

第16表 民間における扶養(家族)手当の支給状況

(単位:円)

扶養家族の構成 配偶者 配偶者と子1人	支給月額			
大食家族 ^の 特成	令和元年度	平成30年度		
配偶者	12,582	13,766		
配偶者と子1人	18,327	19,800		
配偶者と子2人	23,925	25,741		

- (注)1 民間の支給月額は、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象として算出した。
 - 2 家族手当を支給する民間の事業所の割合は、調査を実施した全事業所の69.3%であった。
 - 3 職員の場合, 扶養手当の現行支給額は, 配偶者については8,000円, 子については1人につき11,000円, 父母等については1人につき6,500円である。

なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該1人につき5,000円が加算される。

第17表 民間における住居(住宅)手当の支給状況

(単位:%)

			(十匹: /0/
	古公の右無	事業原	听割合
	支給の有無	令和元年度	平成30年度
	支 給	52.7	52.1
	借家・借間居住者に支給	98.9	100.0
	自宅居住者に支給	76.1	82.9
	社宅居住者に支給	11.8	13.6
	非 支 給	47.3	47.9
住居手当	6の1人当たりの平均支給額	7,498 円	7,634 円

- (注)1 住居の区分毎の手当を支給する事業所割合は、住居手当を支給する事業所を対象として算出した。
 - 2 職員の場合,住居手当の1人当たりの平均支給額は5,355円である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

項目		係員		課人		部長級		
企業規模	Ę.	一定率 (額)分	考課査定分	一定率 (額)分	考課査定分	一定率 (額)分	考課査定分	
	計	47.3	52.7	40.6	59.4	38.6	61.4	
全規模	500人以上	49.9	50.1	36.6	63.4	35.5	64.5	
土 祝 侠	100人以上 500人未満	45.7	54.3	44.2	55.8	41.3	58.7	
	50人以上 100人未満	43.1	56.9	42.7	57.3	40.9	59.1	

第3部 労働経済指標

第19表 労働経済指標

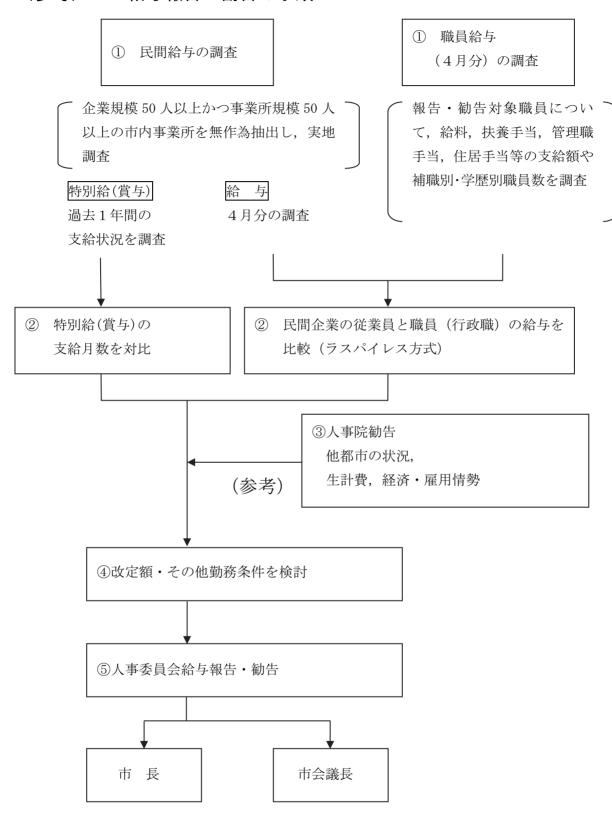
		1	2	3 4				(5)	<u></u>				6		
	項目	実質国内 総生産	常用雇用 指数	有効求	人倍率	完全生	卡業 率		きまって支; (調査産			所 定 内 給 与 (調査産業計)			
			(調査	全 国	兵庫県	全 国	兵庫県					É	È [E	
\	全	全 国	産業計) (全国)	季 節調整値	季 節調整値	季 節調整値	モデル 推計値	全	国	兵 屆	車 県	調査層	産業計	一 般 労働者	
年月		前年度比 •前期比 (%)	前年度比 •前年同 月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(%)	指数 (H27=100)	前年度比 •前年同 月比 (%)	指数 (H27=100)	前年比 •前年同 月比 (%)	指数 (H27=100)	前年度比 •前年同 月比 (%)	前年度比 •前年同 月比 (%)	
	成 F度	1.9	1.3	※ 1.54	※ 1.32	2.7	* 2.7	101.1	0.4	*102.4	1.0	101.3	0.6	0.5	
	成 F度	0.7	0.5	※ 1.62	※ 1.45	2.4	* 2.6	101.7	0.6	*106.9	4.5	101.9	0.6	0.6	
平成 4	30年 月		0.5	1.60	1.40	2.5		102.6	0.2	108.0	4.2	102.6	0.3	0.4	
5	月	0.6	0.6	1.61	1.40	2.3	2.5	101.2	0.8	107.1	5.1	101.6	0.8	0.8	
6	月		0.5	1.61	1.43	2.5		102.0	0.8	107.8	5.5	102.3	0.6	0.5	
7	月		0.2	1.62	1.45	2.5		101.9	0.8	106.7	5.1	102.2	0.6	0.6	
8	月	△0.6	0.3	1.63	1.45	2.4	2.6	101.6	1.1	106.8	5.1	102.0	1.1	0.7	
9	月		0.1	1.63	1.47	2.4		101.6	0.5	107.5	4.6	102.2	0.6	0.5	
10	月		0.1	1.62	1.47	2.4		102.5	1.1	108.0	4.7	102.6	1.1	1.0	
11	月	0.5	0.1	1.63	1.47	2.5	2.5	102.7	1.4	107.2	4.3	102.5	1.3	1.1	
12	月		0.1	1.63	1.47	2.4		102.3	0.9	107.8	4.5	102.2	1.0	0.8	
平成 1	31年 月		1.3	1.63	1.45	2.5		100.3	0.0	107.5	2.8	100.6	△ 0.1	0.4	
2	月	0.7	1.2	1.63	1.45	2.3	2.5	100.6	0.3	105.3	0.3	100.8	0.2	0.6	
3	月		1.1	1.63	1.46	2.5		101.5	△ 0.1	107.3	1.4	101.5	△ 0.2	0.3	
4	月		1.1	1.63	1.44	2.4		102.9	0.3	108.0	0.0	102.9	0.3	0.8	
令和 5	元年 月	0.4	0.8	1.62	1.44	2.4	2.5	101.3	0.1	107.0	△ 0.1	101.5	△ 0.1	0.2	
6	月		1.0	1.61	1.43	2.3		102.3	0.3	106.8	△1.0	102.6	0.3	0.7	
資料	出所	内閣府	厚	生労働	省	総務省	·兵庫県		厚 生	労 賃	为 省	• 兵 屆	軍 県		

⁽注) 1 ①は平成23年基準,②,⑤,⑥,⑩,⑪は平成27年基準である。2 ②,⑤,⑥,⑦,⑧は事業所規模30人以上の数値である。3 ③の値のうち,※の付された数値は,実数である。4 ④の兵庫県の数値は,労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値である。

6		7	8	9					10	11)		
所 定 内 (調査産		総実労働 時間数	所定外労 働時間数		消 費 支 出 消費者物価指数 (名 目) (総合)		勿価指数 合)	国内企業 物価指数				
兵 犀	軍 県	(調査	(調査		全	国		神戸	市市		*	△ □
調査函	産業計	産業計) (全国)	産業計) (全国)	二人以上	:の世帯		の世帯の 3者世帯	二人以上 の世帯	うち勤労 者世帯	全国	神戸市	全 国
指数 (H27=100)	前年比 •前年同 月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比 •前年同 月比 (%)	(千円)	前年比 •前年同 月比 (%)	(千円)	(千円)	前年度比 •前年同 月比 (%)	前年度比 •前年同 月比 (%)	前年度比 •前年同 月比 (%)
*102.4	0.8	147.8	12.6	*283.0	*0.3	313.0	1.2	*235.2	* 245.7	0.7	0.6	2.7
*105.9	3.5	146.8	12.5	*287.3	*1.5	318.3	1.7	*281.0	*311.5	0.7	0.4	2.2
106.9	3.4	150.8	13.0	294.4	△0.5	335.0	1.5	311.7	407.3	0.6	0.6	2.2
106.5	4.2	146.5	12.4	281.3	△0.6	312.4	△0.9	250.1	260.0	0.7	0.8	2.7
106.8	4.1	152.5	12.4	267.6	△0.4	292.0	△1.6	235.7	260.2	0.7	0.4	2.8
105.6	3.5	150.8	12.4	283.4	1.5	310.0	0.4	293.8	277.5	0.9	0.2	3.1
106.0	3.8	145.9	11.8	292.5	4.3	319.9	6.1	268.3	291.5	1.3	0.6	3.1
106.6	3.4	143.3	12.2	271.3	0.9	302.7	2.5	280.1	307.4	1.2	0.6	3.0
106.5	3.4	150.2	12.9	290.4	2.7	315.4	0.5	316.7	343.8	1.4	1.2	3.0
106.1	3.5	153.6	13.1	281.0	1.3	303.5	0.8	265.9	305.9	0.8	0.5	2.3
106.2	3.6	145.9	12.8	329.3	2.2	351.0	△0.3	313.0	308.8	0.3	△0.1	1.4
107.0	3.1	136.6	12.1	296.4	2.3	325.8	2.6	296.2	317.5	0.2	△0.1	0.6
104.6	0.4	142.1	12.5	271.2	2.1	302.8	4.7	218.6	258.5	0.2	0.1	0.9
106.6	1.5	144.1	12.8	309.3	2.7	348.9	4.2	285.8	366.4	0.5	0.3	1.3
107.1	0.2	148.7	13.1	301.1	2.3	337.2	0.7	256.3	285.2	0.9	0.5	1.2
106.5	0.0	141.4	12.4	300.9	7.0	332.3	6.4	271.3	306.6	0.7	0.5	0.6
106.3	△0.5	147.4	12.3	276.9	3.5	308.4	5.5	285.5	334.2	0.7	0.8	△0.1
兵 庫	車 県	厚生的	労働省			総務	省・	兵 庫	1 県			日本銀行

⁵ ④,⑤,⑥,⑨の平成29年度,30年度の欄のうち,*の付された数値は,それぞれ平成29暦年,30暦年の数値である。6 ⑨は,農林漁家世帯を含む数値である。

(参考) 給与報告・勧告の手順



民間給与との比較方法〈ラスパイレス方式〉

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を比較する際には、本市職員にあっては行政職(事務・技術職)、民間企業の従業員にあってはこれに相当する事務・技術関係職種に該当する者の4月分の給与月額を用いている。

民間企業の従業員の給与月額については、給与改定の有無やベースアップの中止、ベースダウン、定期昇給の停止、賃金カットなどの給与抑制措置の実施状況のいかんにかかわらず、調査で得られた全てのデータを用いており、これを責任の度合(役職)、年齢、学歴別に区分して、本市職員の人員構成に置き換えた形で算出している。(なお、対応関係については、51ページ第10表を参照)

この方法(ラスパイレス方式)は、給与水準を比較する際の基礎的な条件(役職別、年齢別及び学歴別の人員構成等)を統一させて比較するものであり、条件の相違を一切考慮しない単純平均で比較する場合に比べて、より精確に給与水準の実態を反映したものとなっていることから、現在では全国統一の手法として広く定着しているところである。

なお,新規採用者については別途調査を行っているので,双方と も本年4月の新規採用者を除いて比較している。





City of Design

United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization